

参議院総務委員会会議録第四号(その一)

平成二十九年三月十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月九日

辞任

森本 真治君

補欠選任

藤田 幸久君

三月十日

辞任

藤田 幸久君

補欠選任

森本 真治君

三月十五日

辞任

二之湯 智君

補欠選任

宮島 喜文君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

横山 信一君

大沼みづほ君

柘植 芳文君

森屋 宏君

江崎 孝君

山本 博司君

委員

片山さつき君

こやり隆史君

古賀友一郎君

島田 三郎君

関口 昌一君

塚田 一郎君

松下 新平君

溝手 顕正君

宮島 喜文君

山崎 正昭君

伊藤 孝恵君

杉尾 秀哉君

那谷屋正義君

森本 真治君

吉川 沙織君

宮崎 勝君

山下 芳生君

片山虎之助君

又市 征治君

高市 早苗君

原田 憲治君

富樫 博之君

小野 哲君

奈良 俊哉君

高原 剛君

黒田武一郎君

林崎 理君

大庭 誠司君

橋本 泰宏君

三浦 正充君

高野 滋君

(平成二十九年年度地方財政計画に関する件)

○地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(横山信一君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、二之湯智君が委員を辞任され、その補欠として宮島喜文君が選任されました。

○委員長(横山信一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣府地方創生推進事務局審議官奈良俊哉君外七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横山信一君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、平成二十九年年度地方財政計画に関する件を議題といたします。

政府から説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十九年年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、一億総活躍社会の実現や地方創

生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、平成二十九年年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については前年度に比べ八千六百五億円の増の八十六兆六千九百九十八億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が前年度に比べ四千九百五十七億円減の一兆二千八百四十二億円などとなっております。

以上が、平成二十九年年度地方財政計画の概要であります。

○委員長(横山信一君) 次に、補足説明を聴取いたします。原田総務副大臣。

○副大臣(原田憲治君) 平成二十九年年度地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明をいたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして、補足して御説明をいたします。

まず、通常収支分についてであります。主な歳入のうち、地方税の収入見込額につきましては、総額三十九兆九百六十三億円で、前年度に対し三千六百四十一億円、〇・九%の増加となっております。

地方交付税につきましては、平成二十九年年度の

所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税のそれぞれ法定割合の額の合計額に、臨時財政対策特例加算額、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額を加算する等の措置を講ずることにより、総額十六兆三千二百九十八億円となり、前年度に対して三千七百五億円、二・二%の減少となっております。

国庫支出金につきましては、総額十三兆五千三百八十六億円で、前年度に対し三千二百二億円、二・四%の増加となっております。

地方債につきましては、総額九兆九千九百七億円で、前年度に対し三千三百億円、三・七%の増加となっております。このうち、臨時財政対策債につきましては、四兆四百五十二億円で、前年度に対し二千五百七十二億円、六・八%の増加となっております。

次に、主な歳出のうち、給与関係経費につきましては、地方団体における定員純減の取組を勧奨することともに、人事委員会勧告を反映させること等により、総額二十兆三千二百九十九億円で、前年度に対し六十五億円、〇%の減少となっております。

一般行政経費につきましては、社会保障関係費の増加等により、総額三十六兆五千五百九十億円で、前年度に対し七千六百五十九億円、二・一%の増加となっております。このうち、まち・ひと・しごと創生事業費につきましては、引き続き一兆円を計上するとともに、地方における喫緊の重点課題に対応するため、重点課題対応分を引き続き二千五百億円計上しております。

地域経済基盤強化・雇用等対策費につきましては、総額十九兆五千億円で、前年度に対し二千五百億円、五・六・二%の減少となっております。

公債費につきましては、総額十二兆五千九百二億円で、前年度に対し二千四百四十九億円、一・七%の減少となっております。

維持補修費につきましては、最近における実績等を踏まえること等により、総額一兆二千六百二十一億円で、前年度に対し四百二十三億円、三・

五%の増加となっております。

投資的経費につきましては、総額十一兆三千五百七十億円で、前年度に対し千五百二十四億円、一・四%の増加となっております。このうち、直轄事業負担金及び補助事業につきましては、五兆七千二百七十三億円で、前年度に対し四百三十二億円、〇・七%の減少、地方単独事業につきましては、五兆六千二百九十七億円で、前年度に対し千九百五十六億円、三・六%の増加となっております。

公営企業繰出金につきましては、総額二兆五千二百五十六億円で、前年度に対し百十三億円、〇・四%の増加となっております。

次に、東日本大震災分について御説明をいたします。まず、復旧復興事業につきましては、総額一兆二千八百四十二億円で、前年度に対し四千九百五十七億円、二七・八%の減少となっております。そのうち、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税につきましては、総額四千五百三十三億円で、前年度に対し二百九十九億円、六・二%の減少となっております。

また、全国防災事業につきましては、総額九百四十六億円で、前年度に対し三百六十四億円、二七・八%の減少となっております。以上をもちまして、平成二十九年地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(横山信一君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(横山信一君) 次に、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして御説

明申し上げます。

まず、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、我が国経済の成長力の底上げなどの観点から、地方税に關し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲等を行うこととしております。

その二は、車体課税の改正であります。環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずることとしております。

その三は、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の改正であります。居住用超高層建築物に係る新たな税額の算定方法の導入等を行うこととしております。

その他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、地方交付税の総額の特例であります。平成二十九年年度の通常収支に係る地方交付税の総額は、地方交付税の法定率分に、法定加算額、臨時財政対策の特例加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額十六兆三千二百九十八億円とするとしております。

また、交付税特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、平成六十四年度までに償還することとするほか、平成三十年度から平成四十四年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに關する特例を改正することとしております。

その二は、地方交付税の単位費用等の改正であります。各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、平成二十九年年度の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲に対応した基準財政収入額の算定方法の特例等の措置を講ずることとしております。

その三は、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保であります。平成二十九年年度の震災復興特別交付税については、新たに三千四百六十四億円を確保することとし、総額四千五百三十三億円としております。

その他、平成二十九年年度から平成三十一年度までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起すことができることとする旨の特例を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(横山信一君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

なお、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案に対する補足説明につきまして、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森屋宏君 おはようございます。

質問に入らせていただきます前に、冒頭、過日三月五日、長野県内において発生をいたしました消防防災ヘリの墜落事故におきましてお亡くなりになりました九名の方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方にお悔やみを申し上げますというふうに思います。

私は、県会議員の時代に十年以上にわたりましてヘリコプターを使つての救命活動あるいは消防防災ヘリの活用ということに関心をずっと持つてまいりまして、いろいろな提案をさせていただいたり、活動をしてまいりました。そうしたことに関わつてまいりました思いからも、二度とこのような悲惨な事故が起きないように、徹底した今回の事故の原因究明を努めていただきますとともに、対策をお願いするところでございます。

ところで、先日、私どもの宮島喜文議員が予算委員会でのことについて質問いたしました。そのときの御指摘にもありましたように、昨年三月に消防庁が消防防災ヘリコプターの操縦士の養成及び確保の在り方に関する検討会の報告書を出されました。それにいろいろな御指摘がされておりました、そのとおりだなというふうに思っております。

一つには、パイロットの皆さん方が高齢化をしているということ、この皆さん方が大量に定年をされる時期がもう目前に迫つてきているということ。当然、ヘリコプターのパイロットというのはもう本当に短期間に養成することは困難であります。まず自家用の免許を取り、それから業務用の免許を取り、その上にヘリコプター、まあ航空機

は全て、飛行機もそうでありますけれども、航空機はそれぞれの型式、一つの、例えば今回の長野の「アルプス」でしたら「アルプス」のための免許を取らなかなければなりません。私のところの山梨県は違った機体で、シコルスキーというアメリカのヘリコプターを使つていますけれども、これはシコルスキーの免許を取らなかなければなりません。それにも、その免許を取るだけでも二十万ぐらい掛かるんです。ですから、大体トータルで一人のパイロットを養成するには約六十万ぐらいの費用が掛かると言われております。民間ですと、事業者が六十万ぐらい掛けて免許を取った人がヘッドハンティングされて違う会社に行つてしまふなんというふうなものではないわけではございません。

そういう意味で、これから大量の退職者を迎えるという中において、是非国におきまして地方の、こうした需要も、特に私どもの山岳地域を抱えている県にとりましてはこの防災ヘリコプターとかドクターヘリというのは活躍が大変伸びていまして、需要が大きくあります。是非国におきまして御支援を賜りたいというふうに思います。

それでは今日は、地方財政が厳しいという中においてどうやって地方を元氣付けていくかと。私は、地方団体自体も、先日の予算委員会でも質問をさせていただきましたけれども、成長の原動力になるんだと。地方に行きますと、地方団体自体が一番地域にとつては大企業であり、雇用を一番抱えているところと少なくありません。そういう意味で、こういうふうな形の取組の中で地方が成長していくことができるのか、あるいはその成長を阻害している要因は何なのかということ、それをやっぱり排除していくのか消し去ることによつてまだまだ地方は成長できるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、今日は二点、先日の予算委員会でも説明をさせていただきましたけれども、積極的な投資が、地方団体がちよつとデフレ化してしまつていて控えられているんじゃないかということ、それから、インバウンドに関してもまだまだ成長で

きる余裕があるんじゃないかというふうなお話をさせていただきたいというふうに思います。

ただし、一点冒頭にお話ししますけれども、私は決して財政の積極的な財政投入論者では実はございません。むしろ、地方の財政というのは安定的に計画的に運営されるべきだと。ですから、景気に左右されて公共事業を一気に財政投入をして行つとか、そういうことではなくて、常に安定的なやつぱり地方財政運営、地方経営というものが、行政運営というものが安定的にされるべきだというふうなものを元々持つておりますので、そうした中での質問ということをお聞きをしてお話をさせていただきますというふうに思います。

皆さん方のお手元に地方財政計画の歳出の推移というものを今日はお示しをさせていただいております。これを御覧になつていただいて一目瞭然でございます。社会保障関係費等の一般行政経費が大変な伸びを見せる中において、地方の投資的経費が激減をしているわけであります。二十年前の平成九年に投資的経費は三十一兆円ございました。二十九年、今回は僅か十一兆円ということでありまして、三分の一にまで縮小しております。これ、もつと遡つていきまして、三十年前の平成元年を見ましても投資的経費は二十一兆円あったわけであります。当時と比較しても現在は二分の一というところであります。

近年これほどまでに投資的経費が縮小をしてきたという点について、その原因は何なのか、御説明をお願いしたいというふうに思います。

○政府参考人(黒田武一郎君) お答えいたします。

今御指摘いただきましたように、地方財政計画の投資的経費の規模につきましては、平成元年度におきましては二十・六兆円ございましたが、その後、公共投資拡大に係る国際公約、またバブル経済の崩壊後の景気対策などによりまして、ピーク時であります二十年前の平成九年度におきましては三十一・一兆円となつております。

その後、財政構造改革の推進、また、累次の骨太の方針などで示されました景気対策以前の水準を目安に公共投資の重点化、効率化を図るといった国の抑制方針等を踏まえまして減少傾向が続いてまいりました。平成二十九年におきましては、一・四％増の十一・四兆円を見込んでおります。

○森屋宏君 先ほどもお話ししましたように、また今の御答弁にもありましたように、この財政計画の支出を見ていただいても、私は、まず一番目には、この間の予算委員会でもお話をさせていただきましてけれども、グラフ二を御覧ください、地方の借入金残高の流れであります。この赤い部分が臨財債の発行残高であります。二十九年には五十三兆円までなつていくということで、全体的には地方の借入金の残高というのは圧縮するマインドが働いていますから、圧縮傾向になりつつあります。その中で、この臨時財政対策債が増加してくることによつて、いわゆる地方の単独の公共事業をするマインドが下がっているんじゃないかというふうなことを先日御指摘をさせていただきました。

また、二番目には、先ほどもお話ししましたように、一のグラフに戻つていただいて、これほどまでに社会保障関係費等の一般行政経費が増えているというところであります。

それから、三点目には、やつぱり技術職員の、地方公務員の中において特に技術職員が不足しています。後ほど質問させていただきますけれども、このことが大変大きな要因になっているんだらうというふうに思うわけであります。

地域のインフラというのは、地域の成長のため大変大きなインパクトのあることであります。私のところでも観光客が大変大きな伸びをしておりまして、私のところの地元の河口湖なんて行きますと、ここは果たしてこの国かと思うくらい外国人の皆さんが増えている。しかし、そこまで来ている外国人の皆さんを県内全てに行つていただくようなインフラ整備がなかなか十分にで

きていないということで、地方が成長するためにもそうした投資はしっかりすべきだろうというふうに思うわけであります。

そして、今回、今皆さんよく御存じのとおり、アベノミクスの効果もあり、政府が用意をいたします財源、資金、政府の資金というのは大変な超低金利時代に入っているわけであります。例えば、平成二年の二十年債の政府資金の金利は約六％でありました。これを仮に十億円の借入れを行った場合の利払い、利息の総金額は八億円にもなるわけでありますけれども、直近の政府資金を調達した場合の金利は〇・三％にすぎません。仮にこれを十億円の借入れをしたときの総支払金利は〇・四億円であります。まさに今、公共投資を行うという意味では大変タイムリーであります。

しかしながら、冒頭お話しさせていただきましたように、技術的な人材が減っている中で、急に仕事をやれと言ってもできるわけではありませぬ。やっぱり、しっかりとした人材確保、人材育成、あるいは計画的な、フラットをした公共投資というものをしていかなければならないことが前提でありますけれども、しかしながら、こうした今は金利の政府の資金を調達する意味、金利の超低金利時代において、投資は一つのチャンスであるというふうに思います。

老朽化対策、コンパクトシティー等の町づくり、あるいは防災対策など必要な投資が多い中において、一方で、財政規律にも留意しつつ、今後更に地方単独の投資事業を拡大していくべきであるというふうに考えますけれども、大臣の考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 国を挙げて人口減少対策、地方創生という課題に取り組んでいる中で、地域経済の好循環の拡大に向けた取組を推進することは重要でございます。必要な地方単独の投資事業の実施もその一環として位置付けられるものだと考えております。

特に、これまで整備されてきて住民サービスを

提供してきた公共施設がこれから大量に更新時期を迎えるということも踏まえ、それらの施設が今後にも必要な機能を維持できるように総合的、計画的な管理を進めるということが喫緊の課題でございます。

このため、平成二十九年年度から、これまでの公共施設等最適化事業を公共施設等適正管理推進事業として拡充をし、対象事業に公共施設の長寿命化対策やコンパクトシティーの推進、熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保を追加するということとしたほか、事業費につきましても二千万円から三千五百億円に増額することといたしました。

地方公共団体においてこうした措置を活用していただき、積極的な取組を進めていただくことを期待いたしております。

○森屋宏君 総務省においてもこのことに対して問題意識を持っていただいて、地方財政措置の中で応援をしていただけるということでございます。どうか継続的な取組をお願いを申し上げます。というふうに思います。

そこで、もう一つ、先ほどお話しさせていただきましたように、現場のやっぱり技術職員の不足というのは顕著であるというふうに思います。

かつて、国が地方団体にそれぞれ行政改革大綱を策定をお願いをし、そして定員管理の数値目標を設定して取り組んできました。私もその姿というのを県議会として見てまいりました。

結局、地方の団体はどういうやり方をしたかといいますが、それぞれ、それが始まったときには団塊の世代の人たちが大変大量においでになるということ、この人たちがお辞めになるという一方で、もう一つ、職員の定員管理でということをしてきたかという、一番即効力のあることは、新規に採用する職員を減らすということ、採用を抑制するということが目に見えて職員を総数を減らすということに効果があったわけであります。

その結果ということが起きたかという、特

に技術系職員、これは、もう大学を出てきてすぐ現場で働いていただくことができるというふうな世界ではありません。本当に先輩の皆さん方からいろいろな経験を受け継いでいて、そして現場に行つて、あるいは役所の中で準備をする、設計をする、そういう仕事に携わっていく、本当に時々の掛かる職員育成なわけでありますけれども、これが新規採用を抑制したことによって、ここで世代間の偏在が生まれてしまったということがあります。

そうした意味で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、じゃ、これからすぐ大きな仕事をやれと言っても、現場に非常に職員が減つてしまつていくことによって、なかなか現場でもそのことを積極的に進めていくことができないという現状があるというふうに認識しております。

土木職員の十年前、二十年前と比較してどのような変化があるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(高原剛君) 御答弁申し上げます。地方公共団体定員管理調査における全地方公共団体の土木技師の職員数については、平成二十八年で約八万一千人となっております。十年前と比較して約五千人の減少、二十年前と比較して約一万人の減少でございます。また、建築技師の職員数については、平成二十八年で約二万二千人となっており、十年前と比較して約一千人の増加、二十年前と比較して約四百人の減少となっております。以上でございます。

○森屋宏君 公共事業の現場でどういうふうに変化してきたかといいますと、これは、発注サイドの行政サイドの話だけではなくて、受注サイドの民間の事業者、これも大変いろいろな経過がありまして、厳しくなっているんです。現場監督を必ず一つの現場に一人は確保しなきゃいけない、幾つもの現場を見てはいけないとか、それぞれに一人の必ず現場監督が必要だというふうに時代変遷の中で変わってまいりました。そして、一方

において、発注者側の行政サイドの職員も、そうしたそれぞれの現場に十分な用意をさせている中においてそれぞれを回つたりしたりするんですね。これ非常に手間の掛かる、そして、私も見ていて、私も時々県の補助金をいただいて幼稚園の増築なんかをしましたけれども、もう大変な、大量な資料を用意しなければならぬなんというところ、もう目に見えてこの二十年間ぐらいの間に増えてきたわけであります。

これから、先ほどからお話しさせていただきましたとおり、地方を元氣付けていく、地方の原動力を高めていくというふうな意味から、地方に単独の公共事業投資を増やしてもらいたい、増やせるようなそういう環境を整えていく、そして、それぞれが財政規律をしっかりと持った中において計画的に事業を執行していく、そのためのやはり環境を整えていかなければいけない。これはあくまでもそれぞれの団体における自助努力ということもありませんけれども、国といたしましては、それは一つの方向性として、やっぱり大きな目指すべきベクトルとして、やっぱりしっかりと地方にもやっていただくようなそうした体制あるいは考え方というものを示していく役割があるのではないかとこのように思います。

最後に、そうした意味で、適切な施設管理、新たな投資の企画立案能力の確保のために、ここまですべて大変技術職員を減らしてきたわけでありますけれども、今後、しっかりとした職員を確保し、そして育成をしていくということが非常に大切ではないかというふうに考えますけれども、お考え方を伺いたいと思います。

○大臣政務官(富樫博之君) 土木系職員の確保も含め地方公共団体の定員管理については、地方の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むよう助言をしているところでございます。

土木技師、建築技師については、二十年前と比べ減少しているものの、近年では、土木技師は平成二十四年から四年連続、建築技師は平成二十一

年から七年連続で増加しているなど、各団体で総職員数を抑制する中にある。行政需要の変化に対応した張りのある人員配置が行われていると認識をしているところであり、

いずれにしても、技術や経験の継承を進め、地域の課題をしっかりと解決していくため、各団体において引き続き地域の実情に即した体制整備に取り組んでいくことが重要と考えているところでございます。

○森屋宏君　ありがとうございます。

それでは次に、インバウンド観光、これも地方を元気づけていく大変大きな原動力になるという意味合いでお聞きをしたいというふうに思います。

地方創生ということで地方経済の成長ということとをたつてきたわけであり、けれども、それぞれの地方ではこのインバウンドに関していろいろな特色ある取組を進められています。間違いなく、この外国人観光客の増加というのは地方財政にもプラスの影響を与えるということには間違いないというふうに思います。

例えば観光庁が取られています統計により、と、外国人観光客九人の方が消費されるその総額というものは定住人口で一人の年間消費額に相当するというデータを観光庁は出されております。つまり、地域の中に外国人観光客が九人訪れていただくと、これは、実質的にその地域で一人の人口が増えるというふうな効果があるんだというふうに理解されるのではないかとこのように思います。

また、平成二十七年、訪日をされました外国人旅行者数は一千九百七十四万人でありまして、消費額は三・五兆円でございます。安倍政権誕生前の平成二十四年には、僅か外国人旅行者数は八百万人、消費額一・一兆円にすぎなかったわけでありまして、この三年間の間で二倍以上に増えたということになります。

また、政府は観光ビジョンにおいて、二〇二〇年までの目標として訪日外国人旅行者数四千万

人、そして消費額八兆円を挙げているわけであり、このことが達成されていけば、地方の成長にとつては大変大きなインパクトになるのではないかとこのように思っております。

そこで、まず内閣府にお聞きをしたいというふうに思います。

内閣府におきましては、地方創生を進める上で、外国人誘客についてどういった評価といたしまして、重要性があるのかというふうな認識をお持ちになっているのか。また、内閣府におきましては、地方創生推進交付金などにより地方創生を支援をされていると思います。こうしたことが外国人誘客などの観光振興に対してどのような成果を出しているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○政府参考人（奈良俊哉君）　お答えいたします。

委員御指摘のとおり、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込み等によって交流人口を拡大させ地域を活性化させる原動力となるものであり、その振興は人口減少と地域経済の縮小の克服を目指す地方創生にとって重要な取組の一つであると考

えてございます。内閣府では、このような地方創生の更なる深化に向けた地方公共団体の先導的な取組に対し、平成二十八年度に創設されました地方創生推進交付金を活用し、複数年度にわたり安定的かつ継続的に支援を行ってございます。地方創生推進交付金につきましては、現時点で、平成二十八年八月と十一月に採択事業を公表したところでござい、このうち、御指摘のインバウンド観光を含めた観光振興向けに対しては、国費ベースで五十億円程度の交付決定をしてきたところでござい

ます。引き続き、観光振興は地方創生にとって重要なテーマであることから、平成二十九年度におきましても、地方創生推進交付金を活用することなどにより、熱意を持って観光振興を通じた地方創生に取り組む地方公共団体を積極的に支援してまいりたいと、このように考えてございます。

○森屋宏君　ありがとうございます。

私、そんなに世界中を歩いているわけじゃありませんけれども、日本のように、一極集中的にポイントポイントで観光地があるのではなくて、日本という国は、もう本当に北は北海道から南は沖縄まで、もう全国各地に観光資源と言われるものがあるわけであり、これを生かしていかない手はないというふうに思います。

そこで、総務省でありますけれども、総務省は平成二十七年から地方財政計画にまち・ひと・しごと創生事業として一兆円を計上をされておりまして、この一兆円は、地方交付税の算定によって現在様々な指標を合わせて地方公共団体に分配をされているところであり、例えば、その指標としては、農業生産額でありますとか、製造品出荷額、あるいは就業率などを算定の指標として、あるわけであり、けれども、これらの指標の伸びが大きい団体は交付税の算定額が大きくなるということであろうかというふうに思います。

そうした中で、先ほどからお話しさせていただいております地方創生にとって大変重要な一つの切り込みでありますこの観光振興、インバウンド観光、外国人観光客の誘致は大変重要な項目となつていっているというふうに思います。これからもそうした成果を出していかなければならないと思

います。そうした意味で、地方交付税におきましても、地方団体が外国人観光客呼び込み成果を反映した算定を是非検討されるべきではないかというふうに考えますけれども、大臣のお考え方を伺い

いたします。

○国務大臣（高市早苗君）　現在、多くの地方団体が地方版総合戦略において観光に関する数値目標というのを設定して取り組んでいただいております。また、政府が策定した観光ビジョンにおいて、先ほど委員が御紹介くださったとおり、外国人観光客に係る政府目標を掲げておりまして、訪日外国人旅行者数が大幅に増加するといった成果が表れてきているところでございます。

そこで、都道府県分の地方の元気創造事業費の算定に用いる指標を平成二十九年度に見直す予定でございます。具体的には、現在、観光に関する指標として延べ宿泊者数の伸び率を用いているんですが、外国人延べ宿泊者数の伸び率を指標に加えるということとともに、観光に関する指標により算定する部分のウェイトを引き上げることとしております。外国人誘客など地方創生に係る財政需要を適切に算定してまいります。

○森屋宏君　ありがとうございます。

今日は質問の時間をいただきまして、地方団体をどうやって元気づけていくかというふうなことをお話をさせていただきまして、重ねて、恐縮でありますけれども、私も、政治の、地方議員のバツジをいただいて約二十年間ぐらい、そしてこの国会に來させていたでいて、ずっといろんな地方を見てきたわけであり、けれども、一概に言う、どちらかというと地方は、いじめられたという言い方は失礼かもしれませんが、いろいろな意味で行政改革という荒波の中で大変な地方は汗をかいてきたというふうに私は思っております。

それは今日の来たことでありますから、振り返ることはしませんが、しかしながら、現状の中でこれから目指すべき方向性というふうなことになるならば、それは今、日本の中で一番私は大きな課題は中央と地方の格差、東京は元気が付いておりますけれども、なかなか地方が元気がない。ですから、地方がやっぱり元気になるためには元気が総体として出ていないというふうに思います。

これから地方に頑張っていたで、地方はそれぞれ地域において一番のプランナーであり、コーディネーターであり、政策の実行者であります。地方の職員の方々が伸び伸びと元気づく、自分の地域をどうやって盛り上げていくかということに取り組んでいただくように、今日は二つの視点から、投資を増やすべきではないか、あるいは

外国人観光客のインバウンドに対してもっと力を出していくべきではないかという観点からお話をさせていただきましたけれども、地方が元気を付けていくにはまだまだ多くの課題といえますか、テーマがございました。これからもそのことに注視をしながら、質問もさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。
○こやり隆史君 自由民主党・こころ、滋賀県選出のこやり隆史でございます。

本日は、森屋委員に続きまして、二法案に關しまして質問させていただきます。

先ほど、森屋委員との議論の中で、インバウンドであるとか、あるいは建設投資を中心に地方創生の取組について議論をお聞きさせていただきました。いよいよ、この地方創生の取組、これを本格化させて、そして結果を出していく、そういう時期に差しかかっているのではないかなというふうに思っております。

私の地元の滋賀県でも様々な取組が試行されています。各地域の強み、これを生かして行われている、これを本格化させていく、これが大事なのかなというふうに思っております。そして、こうした取組を支援しながら、かつ自律軌道に乗せていく、これがここ数年勝負になるのかなというふうに思っております。もちろん、各地域が競争しながら知恵を出し合って努力をしていく、これが基本でございますけれども、先ほどの議論がございましたが、そのために、国が各地域の活動を支えるための財源、これをしっかりと確保していく、これが大事なかなというふうに思っております。

今日は、その財源確保という観点から幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

もう周知のとおり、国あるいは地方、その財政状況というのは厳しいというのはもう皆さん御存じのとおりです。だから、こうしたときこそ、ここ数年、総務省が各地域の先頭に立って、活動の

基盤となる特に一般財源、これを確保していかねばならない、そういう強い意思を持ってやっていくということが大事なかなというふうに思っております。

今般の地財計画、昨年、ちょうどその予算折衝のときには、輸出が下振れするということなどを中心に財政状況、経済の状況、危ぶまれておりました。そうした中で予算折衝でありまして、その結果、地方の財源の確保、これも難しいんじゃないかな、危ぶまれる声を私の地元からもたくさんお聞きしておりました。こういう厳しい状況であるからこそ、まさにその財源を使う地域、各地域とのコミュニケーション、これをしっかりと取って本当に大事な事業をやっているというふうに思っております。こういうことが大事なかなというふうに思っております。

そういう意味で、この予算編成のプロセスにおきまして地域の声をしっかりと聞きながら編成をしていく、これが大事なかなというふうに思っております。今回のまさに予算編成におきまして、総務省として、地域の声をどのように聞いてそれを予算編成に反映させてきたか、これについて、プロセスについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(黒田武一郎君 総務省におきましては、地方財政収支に係る地方団体の予見可能性を高めるために、まず概算要求の段階におきまして、これは機械的な計算に基づくものであります。翌年度の地方財政収支の仮試算や地方財政の課題について公表しております。特に平成二十九年地方財政対策におきましては、交付税特別会計における前年度からの繰越金が六年ぶりに見込まれないなどによりまして地方交付税総額の確保の見通しが非常に厳しいことなどにつきまして、地方財政収支の仮試算によりまして、概算要求の段階から地方団体にお示ししてまいりました。

その後、平成二十九年年度の地方財政対策につきましては、国と地方の協議の場、全国知事会議、総務大臣と地方六団体との会合、こういうものに併せて、この特に厳しい状況を踏まえまして

大臣の方から地方団体と十分に意思疎通を図るようという指示もいただきまして、ブロック単位で開催される市長会等にてできるだけ事務方としても参加をいたしまして、地方の一般財源総額の確保、地方交付税の総額確保につきまして様々な御意見をいただきました。

これらの御意見を十分に踏まえまして、様々な手法を可能な限り活用することについての検討に併せて財政当局と折衝を重ねた結果、平成二十九年年度地方財政計画におきまして、概算要求時点における交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制すると、そういうことでございます。

○こやり隆史君 ありがとうございます。

今ちょっとお触れになりましたが、この今提出させている資料を御覧いただければと思います。地方の声も聞きながら、厳しい予算編成段階において総務省さん努力をさせていただきまして、何とか一般財源総額前年比増を確保していただきまして、この資料は地方交付税の流れになります。左から、一般会計を中心あるいは法定税率分を足した人口ベースの地方交付税、そして特会に入ってやりくりをして、出口ベースで十六・三兆円という地方交付税交付金が交付されるという流れになっております。

この資料を見ていただいても分かりますように、出口ベースの地方交付税交付金、これは昨年比四千億円減というふうになっておりますけれども、入口ベースを見ると三千億円増の十五・四兆円になっております。まさに、できるだけ出口ベースの交付税額を確保するために、財務省を始め予算折衝をされて、入口ベースの予算を確保して、できるだけ小さい交付税の額の減少をとどめたということが言えるのではないかなというふうに思っております。

まさに、地方の声を聞きながら総務省さんが積極的に折衝していただいて、最低限の交付額を確保されたというふうに思っておりますけれども、今般の地方交付税を始めとして、一般財源の総額

の確保につきまして総務省さんの評価をいただきたいというふうに思っております。

○副大臣(原田憲治君) お答えを申し上げます。

平成二十九年年度の地方財政対策においては、平成二十三年度以来、地方交付税総額の確保に活用してきた前年度からの繰越金がないなど、近年にない大変厳しい状況の中で、地方団体から要望の強い地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制についてできる限り地方の期待に応えられるよう、懸命の努力を行ったところでございます。

この結果、概算要求時点において十六兆円を下回ると見込まれていた地方交付税について十六・三兆円程度を確保するとともに、概算要求時点において対前年度〇・九兆円の増と見込まれていた臨時財政対策債の発行額も〇・三兆円の増にとどめたところでございます。また、地方の一般財源総額についても、子ども・子育て支援などの社会保障の充実分の確保を含め、前年度を上回る六十・一兆円程度を確保することができたと、このように思います。国の財政も大変厳しい中にある最大限の対応ができたものと考えております。

なお、地方六団体から、平成二十九年年度の地方財政対策について、概算要求時点で見込まれた地方交付税の減と臨時財政対策債の増を国において可能な手段として最大限活用して抑制したこと、地方の一般財源総額について、前年度を〇・四兆円上回る六十・一兆円が確保されたことを評価するとの声明をいただいております。

○こやり隆史君 ありがとうございます。引き続き努力をいただければなというふうに思っております。

それで、少し歳出面について話を移しますけれども、熊本地震始め災害が相次いでおります。各自治体は、まさに防災、減災に向けた取組を更に強化すること、そういうことで地域住民の安全、安心を確保していく、これが喫緊の課題になっていることはもう言うまでもありません。他方で、こうした取組というのは各地域の住環境整備にも

先日の総務委員会の議論におきまして、この緊急避難所となる公共施設の耐震化率が八〇％程度にとどまっているというふうな議論がございました。逆に言えば、残りの二〇％の公共施設というのは、なかなか財源も含めていろんな課題があつて耐震化を進めることができない、そういう施設であるということが想定をされます。こうした中で、今回の計画で緊急防災・減災事業、これが拡充、延長された。さらに、公共施設等適正管理推進事業債、これが措置をされた。総務省さんも頑張つて、こういう新しい必要な事業について措置をしていただいております。

○政府参考人黒田武一郎君　今御指摘いただきましたように、この耐震化につきましては、緊急防災・減災事業に併せまして、平成二十九年度から市町村役場緊急保全事業等も加えまして積極的に耐震化を進めてまいりたいと思っております。ただ、確かに、文教施設を除きまして公共施設等の耐震率はいまだ八〇％台以下であることも事実でございます。

一方、熊本地震によりまして、やはり災害対策本部の設置はもとより、窓口サービスを始めとしました住民に直結した行政サービスの業務継続が、確実に行われるためには、やはりその中枢拠点であります庁舎が発災時においても有効に機能しなければならぬことが改めて認識されたことも事実であろうかと思えます。

○こやに隆史君　ありがとうございます。

積極的な支援あるいはアドバイスによって、一刻も早くこの耐震化について進んでいけるよう御指導いただければというふうに思っております。

今取り上げました災害対策あるいは地方創生、

これを進めていく上で、先ほども申し上げましたように、ここ数年が大事なときかなというふうに思っております。ただ、今回、二十九年、本当に大変な折衝の中で予算あるいは交付税を始め財源を確保していただきましたけれども、これから二十九年以降、三十年、三十一年度と更にこの財源をめぐる状況というのは厳しくなってくる、そういうことも予想されるのではないかなというふうに思っております。

もう一度、先ほどお配りした表を見ていただきたいんですけれども、まさに交付税特別会計の中でやりくりをして何とか出口ベースで交付税を確保していく、そういう取組が今年度も見られました。ただ、先ほども触れていただきましたけれども、繰越金が当初見込んでいたものが確保できないであるとか、様々な厳しい状況を今回は乗り越えてきたという結果であるがゆえに、三十年度以降の予算編成、これ、もうあと半年になります、更に厳しくなっていくのではないかなと個人的には考えております。

したがって、根本的には、やはり経済再生であるとか地方創生、これを通じて税収、この増加を図っていく、これ以外、根本的な解決策というのはなかなか見出せないという状況であるのかなと。それがゆえに、我々は、経済再生あるいは地方創生、この道をとどまることはできない、前にしっかりと進んでいかないといけないというふう

に思っております。まさに財源とこうした地方創生の取組、これ、どちらが先か後か、まさに卵が

したがって、ここ数年、まさに地域の地方創生にとつて総務省の役割というのはますます大事になってくるというふうに通じております。来年度以降、この地方創生と財源確保に向けた大臣の御決意をお伺いできればと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 今、こやり委員がおつしやつたとおり、鶏が先か卵が先かという状況でございまして、地方税収はおかげさまで増えてきております。この流れを本格的なものにするために、やはり地方の創生、経済再生というのが大変重要ですよ。それにしつかり地方団体に取り組んでいただきつつ、必要な行政サービスをきちつと提供していただくためにも、地方が自由に使える財源を確保することが必要です。

何とか平成二十九年度地方財政計画では、これも、一億総活躍社会の実現、地方創生、公共施設等の適正管理などに必要な経費を歳出に適正に計上をした上で、一般財源総額について前年度を一・四兆円上回る六十二・一兆円を確保することができました。

ただ、地方創生というのは、やはり実際に取組を始めてから成果が出るまで一定の期間が掛かると思いますので、特にまち・ひと・しごと創生事業費については、少なくともまち・ひと・しごと創生総合戦略の期間である五年間、つまり二〇一五年度から二〇一九年度の期間というのは継続して、その規模も一兆円程度の額を確保できるようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

地方交付税を始め、地方が自由に使える一般財源総額の確保に今後も努めてまいります。

○こやり隆史君　ありがとうございます。

地方自治体を始め地方は、総務省さんのその後ろ姿を見ながらその事業に取り組んでおられます。しっかりとこれからも地方の財源確保する決

次に、ちよつとテーマが変わりますけれども平成二十九年年度で党税制大綱におきまして、これは多分、今回の地方税法ではなくて来年、三十年度の地方税法の改正に入ってくると思うんですが、森林環境税について明記をされております。

もちろん、この森林というのは我が国土の七割を占める。私の地元滋賀県でも、近畿千四百万人の水がめである琵琶湖に、四百を超える山林を源流とする川から水が注がれております。ただ、近年の林業の衰退などによりまして、その源流となる森林保全、これが危うい状況になっております。

大綱では森林を温暖化対策の吸収源として位置付けられておりますけれども、まさに国土の保全あるいは山間地域における地方創生など、この取組、森林保全というのは多方面にわたって効果が現れてくる、そういう大事な事業であるというふうに思っております。そして、その新たな財源となる森林環境税、この創設というのは、総務省さんにとっても、政府にとっても重要な課題であるのではないかというふうに思っております。

ただ、この森林環境税、類似した税制が、これは都道府県ベースで既に三十七と承知しておりま
すけれども、そういう税制がもう既にあるという
ことも事実であつて、こうした税制と新たな税制
との関係整理も含めてこれから様々調整をしてい
かないといけないのかなというふうに思っており
ますが、この森林環境税、この創設に向けた検討
状況についてまずお伺いしたいと思います。

今御指摘ございましたように、平成二十八年の四月時点で、四十七都道府県のうち三十七の府県におきまして森林環境保全を目的として超過課税を実施しているところでございます。

森林環境税、これまだ仮称とされておりますけれども、森林環境税につきましては、平成二十九年年度与党税制改正大綱におきまして、市町村が主

体となつて実施をする森林整備等に必要な財源に充てるためのものとされているところでございます。基本的には市町村の財源になるものと考えております。したがって、三十七府県の財源となつております超過課税との関係につきまして、一定の役割分担を行うことは可能であろうというふうにご考へていただいておりますけれども、今後、超過課税を行っている団体の意見やそれらの運用実態も十分伺つてまいりたいと考えております。

また、森林環境税につきまして、府県が行っている超過課税との整理という論点のほかにも、与党大綱におきまして国民にひとしく負担を求めることを基本とするとされておりますので、国民の皆様から理解が得られるものとする必要がございます。

こうしたことも踏まえまして、今後、幅広く意見を伺いながら具体的な仕組みについて検討を行つてまいりたいと考えております。

○こやり隆史君 ありがとうございます。

まさに、国民に理解をしていただくということがまずもって大事だと思ひます。したがつて、この財源の新しい税制をどうしていくかということも大事でございますけれども、そもそも、まさにこの森林保全のために、現状何が問題となつていて、したがつて何をしたいかといかないのか、あるいはしていくために誰がやつていくのか、そういったことをしっかりと中身を詰めて、この新しい財源を使つてどのように森林保全が前に進んでいくのか、どのような事業をしていくのかという中身をしっかりと詰めていくということが何よりも大事かというふうに思つております。

そうした事業の内容については林野庁を中心に御検討いただいているというふうに承知しておりますけれども、現在の検討状況についてお伺いできればと思ひます。

○政府参考人(三浦正充君) お答えいたします。間伐などの適切な森林整備を進めていくこと

は、地球温暖化の防止に加えまして、国土の保全、水源の涵養など、国民の皆様全体に様々な恩恵を与えるものであります。一方、森林・林業の現場には、森林所有者の特定が困難、境界が不明、担い手が不足といった課題があるため、手入れ不足の森林も多いと認識しております。

このため、森林環境税につきましては、森林整備に関する市町村の役割といたしまして、まず第一に、市町村が、不在村の方を含め無関心な森林所有者等に対し、公的な立場から間伐などの実施を働きかける、それから二番目として、森林所有者などにおける自発的な取組が見込めない森林につきまして、所有者が分からない場合を含め、森林所有者などに代わり市町村が自ら間伐などを実施する、それから三番目として、所有権をもつて手放したいという意向の森林につきましては、寄附などを受けて公有林化を進め、将来にわたる適正管理を進めるなどの施策を検討しているところでございます。

今後、都道府県や市町村の意見も十分に伺いながら、具体の使途の検討を進めてまいります。

○こやり隆史君 ありがとうございます。

私の地元でも、境界が不明であるとか、そのために伐採なんかができないというところもたくさんありますので、しっかりと進めていけるように中身を詰めていっていただきたいというふうに思つております。

ちよつと振り返つて、この森林というのは、昔ばまさに建材の供給源として林業が盛んであり、かつ、もう少し遡ると、伐採した木を炭にしたりして、これはまさに山間地域から都市部を含めてエネルギーの供給源であつたという、言わばその社会的な位置付けも今よりも本当に高いものがあつたかなというふうに思つております。それが、まさに建材の用途が変わつていたり、あるいはエネルギーの転換が起つていたりすることによつて林業が衰退して、その結果森林が荒れていくという経過がありました。

たのではないかなと思はれる取組がやつぱり盛んになつてきていると思ひます。CLTを始め、建材、木材の用途が拡大を始めています。そして、私の地元でもたくさんやりたいという人も、たくさんというわけではないんですけど、いらつしゃいます。まさに、木材チップを始め、それを活用したバイオマス発電、これを何とかできないかなというふうなお声も聞いております。まさに、エネルギーあるいは建材用途としてこの森林を改めて見直すという動きも出てきているのではないかなというふうに思つております。

ただ、少しやつぱりこうした動きの中でネックとなつてくるのが、バイオマス発電をつくりたい、だけれどその地域の中でチップを確保することが難しい、CLTの工場を造りたい、だけれどなかなか材料が集めることができないといった課題というものがよく耳にいたします。まさに、地域で閉じた木材供給あるいは需要ではなかなかこの事業が進んでいかないのではないかなというふうに感じていられるところがございます。

したがつて、大事なことは、今まさに御答弁いただきましたけれども、市町村を中心に、これは森林組合さんとかがその実際の作業をされると思うんですけども、そうした地域での木材供給と併せ、最終的にバイオマス発電にするのか、いろんな需要があります。この需要等を、いろんな地域からその需要地につないでいく、まさに木材、材木の流通機能、これを強化していくといった取組が必要なのかなと。まさに、川上から川下まで幅広い視点を持つてこの林業というものを改めて再生していく産業政策的な視点というのが今まさに求められているのかなというふうに思つております。

そうしたことも含めて、これからあるべき林業再生に向けて、林野庁さんの取組方針というのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(三浦正充君) お答えいたします。戦後造成されました人工林が大きく育ちましても、本格的な利用期を迎えております。

昨年閣議決定いたしました森林・林業基本計画に基づき、林野庁では、今御指摘ありましたように川上から川下までを見据えた大きな視点から、まず第一に新たな木材需要を創出する、第二として国産材を安定供給する、これを車の両輪として林業の成長産業化に向けた取組を進めているところでございます。

具体的には、需要面では、今お話ししました中高層建築物への使用が期待できるCLT、直交集成板を活用する、それから木質バイオマスのエネルギー利用を拡大する、公共建築物などへの木材利用の促進を図る、それからセルロースナノファイバーなどの研究開発を進めるといったことでございます。

また、供給面では、昨年成立しました改正森林法などにおける措置を活用しまして、森林施業の集約化を促進する、路網整備や高性能林業機械の開発、導入などによる低コスト化の推進、それから緑の雇用事業などを通じた人材の育成、確保などに取り組んでいるところでございます。

ただ、この需要、供給のそれぞれの政策の柱は、先ほど申し上げましたように車の両輪でございますので、これが一緒に進んでいくことが肝要かと思ひます。このため、平成二十九年年度予算案におきましては、川上から川下に至る森林・林業関係者が連携して多くの雇用や経済価値を生み出す取組を支援する林業成長産業化地域創出モデル事業を新規事業として盛り込みました。御指摘の点も十分に踏まえながら、今後とも林業の成長産業化の取組を支援してまいります。

○こやり隆史君 ありがとうございます。

林業も農業に似ていて、まさに需要と供給、広い視点から取り組んでいただければというふうに思つております。

最後になりますけれども、今まさに森林環境税あるいは林業の再生について議論をさせていただきまして、まさに、林業の再生というのは、地方創生にとつても、特に山間地での地方創生にとつても大事な視点であるかなというふうに思つてお

ります。これからまさにこの森林環境税については中身を詰め議論をしていくことになると思いますけれども、やっぱり国民あるいは自治体を中心に、この税制によって今までの森林保全の取組はどういうふうに変わっていくのか、この税制によって裏の森がどういうふうに変わっていくのかという全体像をやつぱりなるべく早く示していく、それを前に進めていく材料にしていかなければならないというふうに思っております。

まさに今、総務省あるいは農水省を中心に議論していただいておりますけど、まさに高市大臣のリーダーシップを発揮していただいて、できるだけ早く全体像を示し、そしてこの税制創設に向けて事を前に進めていきたいというふうに思っておりますけれども、最後に高市大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 答弁の前に、先ほどの答弁の中で数字の読み違いをしてしまいました。一般財源総額について前年度を〇・四兆円上回ると訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

そして、林業に係る、また山村に係る課題でございますが、私も定期的に森林組合の方々と意見交換を続けております。もうまさにこりや委員が指摘された多くの、そして長年にわたる課題というものが、その対策というのは急務だと思っております。

平成二十九年年度与党税制改正大綱において、まず、具体的な仕組みなどについて総合的に検討し、平成三十年度税制改正において結論を得るということにされたということ、それから、森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うとされております。

もう既に林野庁から御答弁がありましたけれども、林野庁で、まずは市町村が実施する森林整備について、現場である市町村の御意見を十分に踏まえながら施策の具体化を着実に進めていただけたらと思っておりますので、その上で総務省として

は、いわゆる森林環境税の検討に当たっては、国民にひとしく負担を求める際の具体的な仕組み、それから、国、都道府県、市町村の役割分担や連携の在り方といった様々な論点について整理を進め、林野庁としっかりと連携しながら、条件不利地域における森林整備などの財源確保に向けて地方団体を始めとして幅広く御意見を伺って、丁寧に検討をしてまいります。

○こやり隆史君 ありがとうございます。是非リーダーシップを発揮して事を早めに進めていただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。今日は、地方税関連の法案に対する質疑ということで、防災ヘリの墜落事故と公共施設の適正管理に関しましてお伺いをしたいと思います。

まず、消防防災ヘリの事故に関してお伺いをしたいと思います。

三月五日に長野県で消防防災ヘリの墜落事故が発生いたしました。乗員九人全員が亡くなるという痛ましい結果となりました。犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

救助訓練中の事故でございます。特に働き盛りの中堅、若手も多く含まれておまして、長野県の消防防災ヘリによる救助能力が大きく損失を被ったことは極めて残念でございます。長野県は山岳地帯でございます。多くの登山客が訪れ、時折事故も発生しております。北アルプスなど全国有数の山岳観光地と広大な県域を持つ長野県は、他県に比べても一層山岳救助のニーズが高まっております。今回の事故は今後の救難・防災活動に大きな打撃を与えておまして、その点で国からの様々な形の支援が必要であると考えます。

そこで、まず消防庁にお聞きをしたいと思っております。

原因の究明と再発防止に向けた取組が大変重要であると考えますけれども、どのように取り組んでいくつもりなのか、今後の方針について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(大庭誠司君) お答えします。

今回の事故原因の調査につきましては、現在、国土交通省運輸安全委員会において調査中でありまして、原因究明までには一定の時間を要すると思っております。

今回の事故を受けまして、消防庁においては、緊急に全国の消防防災ヘリコプター保有団体に対して安全確保の徹底を要請することとしたしまして、安全管理体制の再点検、訓練時を含め安全運航の徹底などを内容とした通知を三月八日に発出したところでございます。

また、今般の事故の検証につきましては、現在、長野県において消防防災航空センター職員への聞き取り、書類調査などによりまして運航体制、安全管理の状況を確認しているところであります。消防庁としても、その結果を共有し、必要に応じ全国の保有団体に対し注意喚起を行うことといたしております。

運輸安全委員会等による原因究明につきましては一定の時間を有するものの、消防庁としましては、時機を失することなく再発防止に向けた対応を講じてまいりたいと考えております。

○山本博司君 まずはこの事故の原因究明ということで、徹底して検証していただきたいと思っております。

長野県では、現状、消防防災ヘリがない状態となっております。今春、夏以降の頻発する遭難事故とか、また山火事対策も迫っております。対応は待たないでございまして。当面の間は近隣県と連携をして支援体制を整えていただきたいと思っておりますけれども、消防庁としてどのような支援を行うつもりなのか、お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(大庭誠司君) これまで長野県の消防防災ヘリコプターが対応してまいりました長野県内の事案につきましては、長野県の県警ヘリ二機、

それからドクターヘリ二機によるほかに加えまして、今もお話ございましたが、消防防災ヘリコプターによる消防防災業務に関する相互応援協定、この協定を締結してあります隣県六県と長野県の方で協議されまして、当分の間、隣県ヘリコプターの応援を受けられるよう、長野県と隣県との間で確認されたものと聞いております。

また、応援県のこの六県の負担軽減等のため、これまで協定を締結していなかった愛知県、埼玉県への応援協定の拡大も現在検討いたしております。消防庁におきまして、両県に対し長野県への応援出動の協定締結をお願いしているところでございます。さらに、長野県で仮に林野火災などの広域災害が発生した場合には、消防組織法に基づく広域航空消防応援によりまして、他県ヘリコプターの迅速な出動ができるよう準備することといたしております。

このような取組によりまして、ヘリコプターを活用した山岳救助を始めとする長野県内の消防防災業務が適切に行われますよう、消防庁としても必要な対応を進めていくことといたしております。

○山本博司君 しっかりと対応をお願いをしたいと思っております。

長野県は、ヘリ、この運航の再建まで長期間を要するための緊急措置として、救難のヘリ運航、これを当面民間に委託するなど様々なことを今検討されております。また、新たな消防防災ヘリの再建も検討しているということ、そうした場合でも、このヘリコプターを仮に導入する場合は、機種を選定、また発注、納入ということ、二年から三年は掛かると見込まれております。仮にこの消防防災ヘリを再建するとすると、何らかの国からの財政的な支援がないと大変厳しい状況もございまして。他県でも新たなこうした消防防災ヘリの機体の更新、これが進んでおります。この三月の各県の議会におきまして予算の検討が行われている場合もあるようでございます。

そこで、こうした消防防災ヘリの再建に向け

て、補助などの国からの財政的な支援、これはどのようにになっているのか、現状のスキームについて御報告をいただきたいと思っています。

○政府参考人(大庭誠司君) お尋ねの消防防災航空体制の再整備につきましては、御指摘のありましたように、ヘリコプターの機体の確保、運航、こういうものと、ヘリに搭乗し救助活動などを行う消防隊員の確保というハード、ソフト両面の対応が必要であるかと思っています。仮に県がヘリコプターの機体を整備する場合には、元利償還金に交付税措置のあります緊急防災・減災事業の活用が可能でありまして、各県におきましてこういうような形で機体の整備を進めているところでございます。

○山本博司君 是非ともそうした支援をお願いをしたいと思っています。

次に、ヘリコプター操縦士の育成策ということでお伺いをしたいと思います。

消防防災ヘリは、消火、救助、救急及び情報収集等、その他の任務、多岐にわたっております。災害出動件数というのは年々増加傾向にございます。また、三百六十五日二十四時間の運航体制の整備を進める必要があるとともに、消防防災ヘリだけでなく、警察のヘリ、またドクターヘリ、さらに自衛隊のヘリなど、もうたくさんさんのヘリがございまして、その前提となる操縦士の確保、これが急務でございます。

社会の流れと比例しまして、この消防防災ヘリの操縦士も高齢化の一途をたどっております。十数年後には大量退職も予想されているところでございます。今、このヘリコプター操縦士を早急に確保して長期的に養成をしていかなければならない、そういう局面に、迎えていると思います。公明党は、山口代表を中心に以前から一貫してこの操縦士育成ということを訴えておりました。このヘリコプター操縦士の育成確保策、どのように考えているのか、国土交通省に確認したいと思っています。

○政府参考人(高野滋君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、消防防災ヘリはドクターヘリや警察のヘリコプターなどと並びまして非常に公共性の高い運航を行っております。そして、今般、ドクターヘリの導入であるとか消防防災ヘリ二十四時間化とか、そういった面でそのニーズが高まっているということも事実であろうと思います。

ドクターヘリであるとか消防防災ヘリにつきましては、その操縦には高い操縦技量が必要でございまして、その養成確保が重要な課題となつてきていると認識しております。このため、国土交通省におきましては、平成二十七年三月に、総務省であるとか厚生労働省、警察庁などの御協力もいただいてヘリコプター操縦士の養成・確保に関する関係省庁連絡会議というものを設置いたしました。検討を進め、同年七月に、消防防災ヘリなどの公共性の高いヘリコプター操縦士の養成確保対策について取りまとめを行いました。

それに加えまして、平成二十七年五月には、ヘリコプター運航会社であるとか民間の養成機関、関係省庁などで構成される航空機操縦士養成連絡協議会ヘリコプター部会というものを設置いたしました。さらに述べました関係省庁連絡会議の取りまとめを受けて、官民連携してヘリコプター操縦士の養成確保策の実現に向けた取組を進めてきております。

具体的には、例えば本年度は、ドクターヘリであるとか消防防災ヘリの操縦士の確保に向けて、これらのパイロットの乗務要件の見直しであるとか訓練プログラムの開発について国土交通省において調査検討を進めてきておりまして、近々その結果を取りまとめる予定にしております。また、これに併せて、民間養成機関の訓練レベルの向上に向けた取組であるとか、ヘリコプター操縦士を志望する若者の裾野拡大に向けた取組についても官民で協力して進めてきております。

さらに、来年度について申し上げますと、国土交通省では今後、ヘリコプター操縦士のキャリアパスに関する調査を行って、若手操縦士に効率的

に操縦経験を積ませて、ドクターヘリであるとか消防防災ヘリの操縦士になれるように、そのための方策について検討を行うこととしておりまして、平成二十九年予算案においても必要な経費を計上させていただいております。

国土交通省としては、この重要な課題につきまして、関係者間で綿密に連携をしながら操縦士の養成確保に向けた様々な取組を総合的に推進してまいりたいと思っております。

○山本博司君 大変大事でございまして、強力に推進をお願いしたいと思います。

これまで、今見えてまいりましたように、この防災ヘリに関しましては、当面する課題とともに、長野県だけではなくて中長期の課題も山積をしているわけでございます。今回の痛ましい事故から様々な教訓を引き出して、自治体や国が大局的な視点を持って今後の課題解決に取り組んでいくべきと考える次第でございます。この機会を捉えて、いまま一度この消防防災ヘリの重要性を認識して更にしっかりと推進をしていただきたいと思っておりますけれども、大臣、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 消防防災ヘリコプターは、都道府県や政令指定都市が保有しており、消火、救助、救急、情報収集などの活動をしていただいております。例年、七千件前後出動していただいております。

また、大規模災害時にはその高速度と機動性を生かした活動がなされておまして、例えば平成二十七年九月の関東・東北豪雨では、常総市で浸水により孤立した住居などから約三百名の方々を救助しました。さらに、昨年八月の台風十号による災害では、上空から効果的な情報収集を行うとともに、陸上からの救助が困難な孤立地域において救助活動を行いました。

このように、消防防災ヘリコプターというのは、国民の生命、身体、財産を守るために幅広い活動をしていただき、重要な役割を担っていただ

いております。ですからこそ、その安全確保がとても大切だと思います。

今回の事故を受けて安全確保再徹底の緊急要請を行ったところでございますけれども、今後、消防防災ヘリコプターを保有する団体に対して、安全確保の再徹底状況についてフォローアップを行う予定といたしております。しっかりと安全運航について必要な対応を講じてまいります。

○山本博司君 大臣、是非ともよろしく願い申し上げます。

次に、公共施設の適正管理ということでお聞きをしたいと思っています。

我が国では、公共施設等の老朽化対策、大変大きな課題となっております。地方公共団体におきましては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されております。こうした状況を踏まえまして、早急に公共施設等の全体の状況を把握をして、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化することにより、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。国としては、地方公共団体におけるこれらの取組を更に後押しをする必要があると思っております。

今回の地方財政計画におきまして公共施設等の適正管理の推進といえますのは主要なテーマとなっております。平成二十九年の本予算案の中でも、内容を拡充し、予算を増額し、適正管理を進めている次第でございます。公共施設等を総合的にかつ計画的に管理をするということは、地域社会の実情に合った将来の町づくりを推進する上でも不可欠であるとともに、昨今推進されております国土強靱化にも資するものでございまして、この管理計画が大変重要となっております。

そこで、お聞きをしたいと思いますが、総務省では平成二十六年に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進という通知が出されてお

ますけれども、この公共施設等総合管理計画の策定、これを要請しておりますけれども、現時点でこの管理計画、各地方自治体の策定状況をお聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(黒田武一郎君) お答えいたします。

総務省におきましては、平成二十八年度までの公共施設等総合管理計画の策定を要請しているところでございます。

この計画の策定状況についてでございますが、平成二十八年十月一日時点の調査結果では五百五十三団体、全地方公共団体の三〇・九％において計画が策定済みでございます。また、平成二十八年度末までには、東日本大震災による影響等の特殊な事情で策定が遅れる七市町村を除く千七百八十一団体、全地方公共団体の九九・六％におきましてこの計画の策定が完了する予定と見込まれております。

○山本博司君 今年度中に計画が整って、いよいよ実行の段階に入ることになるかと思っております。

それで、今回、公共施設等最適化事業費が対応してきましてけれども、二十九年度におきまして適正管理推進事業費に内容を拡充してきた点がございいます。そういった点を重視をしてきたのか、この点に關しまして御説明をいただきたいと思っております。

○副大臣(原田憲治君) お答えを申し上げます。

総務省では、これまで、地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定して取り組む施設の集約化、複合化、転用、除去事業について、公共施設等最適化事業として地方債措置を講じてまいりました。今年度中には全ての地方公共団体において公共施設等総合管理計画の策定が完了し、今後、老朽化対策等の取組が本格化する段階に入っておりますものと思っております。

公共施設等適正管理推進事業は、こうした取組をより一層推進し、公共施設の適正管理の推進を図るため、平成二十九年度から、これまでの公共

施設等最適化事業の対象に加え、既存施設をより長く活用するための長寿命化事業、コンパクトシティの形成に向けた町づくりを進めるための立地適正化事業、熊本地震の被害状況を踏まえ、災害発生時の庁舎機能を確保するための市町村役場機能緊急保全事業を追加したものでございまして、事業費についても平成二十八年度の二千億から三千五百億円に拡充をしているところでございます。

○山本博司君 鳥取県中部地震におきましても、倉吉の市役所が使えなかったということがございました。今回のこの予算拡充ということと併せまして、こうしたことが対応できるということで大変評価をする次第でございいます。更に推進をお願いしたいと思います。

次に、水道事業への対策ということでお伺いをしたいと思います。

我が国の水道事業は、人口減少の中、今大きな危機に直面しております。高度経済成長期に整備をしました施設や水道管は更新期を迎えておりまして、あわせて、大規模地震に備えた耐震化も急がれる次第でございいます。特に、簡易水道など規模の小さい水道への対策は急務でございいます。厚労省は、平成十九年六月に、この簡易水道の上水道への統合を促進する目的で簡易水道統合の方針を示しました。平成十九年から二十八年度期限を区切って統合を推進してくれまして、総務省からも統合後十年間の地方財政措置が講じられてきております。

そこで、これまでの簡易水道の統合の対応状況を厚労省から御報告をいただきたいと思っております。

○政府参考人(橋本泰宏君) お答えいたします。簡易水道につきましては、今先生から御指摘もございまして、大変経営基盤が脆弱でございまして、支援制度を維持しつつも、簡易水道の統合を促進しまして基盤を強化するということが重要であるというふうと考えております。

そのため、私も厚生労働省におきましては、簡易水道事業の早期統合を図ることを目指

しまして、平成十九年度から平成二十八年度までの十年間という期限を区切った形で簡易水道の統合を前提とした財政支援を行い、集中的に統合を促してきたところでございます。

○山本博司君 東日本大震災などの影響によりまして整備が遅れている地域もあると思っておりますけれども、更なる国からの支援が求められております。

私は今、公明党の過疎地に関するPTの座長をしておりまして、先月、PTのメンバーで、一部過疎地域を抱えます島根県の松江市に行つてまいりました。そして、現地の簡易水道施設、この現場を視察し、課題、要望を伺つてきたわけでございます。

今、松江市は、市町村合併に伴いまして二十六の簡易水道事業を抱えておりまして、本年四月に簡易水道と上水道を統合し、水道事業の一元化を図るということを目指しております。統合への課題ということでお聞きしましたのは、合併によって、大変広くなつております点在する簡易水道の維持管理、また施設の更新、水源転換など、統合によって不用となつた資産の解体を含む安全管理、こうした施設の維持管理面においても、合併後、大変多くの課題を抱えて大変だということもお聞きしている状況でございいます。特に財政面の不安を懸念されておりました。

人口減少、少子高齢化の進行などで、どの地域も同じような環境だと思っております。このような統合を進めている地方自治体への財政的な支援に關しまして、厚労省、総務省から見解をいただきたいと思っております。

○政府参考人(橋本泰宏君) 簡易水道の統合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成二十八年度までの事業統合というところを目指して集中的に進めてきたわけでございますが、自然災害等によりまして二十八年度までの統合が困難な事例というのが生じたことでございしますので、そのような場合につきましては、財政支援の前提となる統合期限や工期を平成三十一年度まで延長

し、補助を継続するということといたしました。なお、統合して上水道事業というふうになった旧簡易水道につきましても、他の上水道事業と比較して経営条件が良好でない場合などにつきましては、引き続き水道施設の改良等について補助対象としていただいております。

○政府参考人(黒田武一郎君) 総務省におきましては、簡易水道の統合により経営基盤の強化が図られますよう、統合後に実施する旧簡易水道の建設改良に要する経費につきまして、今御答弁ありました国庫補助事業に併せて地方財政措置を講じてきたところでございいます。今回、この国庫補助事業の延長に併せまして過疎団体等に対する措置を拡充し、引き続き地方財政措置を講ずることとしております。

また、将来にわたつて安定的に事業を継続するため、広域化等や民間活用などの抜本的な改革の検討によりまして、投資の見直しや財源の確保などの取組方針を含む経営戦略の策定を要請しているところでございいます。

こうしたことも併せまして、引き続き水道事業の経営改善に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

○山本博司君 是非ともこの支援、お願いをしたいと思っております。

次に、水道法の改正ということでお伺いをしたいと思います。

これまで見てまいりましたように、この水道事業を取り巻く環境というのは大変厳しい状況でございまして、この国民生活に欠かせないライフライン、良好な状態でどのように維持管理していくか、大きな課題でございいます。特に市町村が担うこの水道事業、人口減などを背景にしまして大変赤字体質のところが多く、大変単独で事業を強化するということが厳しい状況でございいます。

そういう中で、今国会で、水道法の改正が三月七日に閣議決定をされました。厚労省から、この水道法の改正の趣旨、特に水道基盤の強化を図るための措置について御報告いただきたいと思いま

す。

○政府参考人(橋本泰宏君) 今般、私どもの方から国会の方に出させていたいただきました水道法の改正案と申しますのは、人口減少に伴う水の需要の減少、あるいは水道施設の老朽化、そして深刻化する人材不足など、様々な水道が直面しております課題に対応し水道事業の基盤強化を図りたい、こういうことを目指しておりますのでございます。

具体的には、一つは、水道事業者等に対しまして水道施設の適切な管理をしていただくということとを求める、これが一つでございます。それから二つ目といたしまして、特に小規模な事業者におきまして、経営面でのスケールメリットの創出ということにつながる広域連携の推進、あるいは、三つ目といたしまして官民連携の推進、こういった様々な内容にわたるものでございますが、そういった点につきまして所要の措置を講じようというものでございます。

○山本博司君 最後に、大臣に伺いたいと思います。

平成二十四年十二月、中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故を受けて、急速に進行する社会基盤、インフラの老朽化対策、様々な取り組みがなされております。こうした社会基盤のインフラの維持管理に關しましては、地方自治体、大まかに財政的に厳しい状況のために思うように進まない実態があると思います。特に離島や過疎地域、その厳しさが更に増しております、国からの財政的な支援、万全にさせていただきたいと思っております。

この公共施設等の適正管理の推進に向けた最後

に大臣の決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(高市早苗君) 公共施設の老朽化というものは、時には命に関わる事故につながることもあり、全国的な大変重要な課題だと認識をしております。

総務省では、これまでも公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化、複合化などの取組や、水道を始めとする公営企業施設の更新などについて地方財政措置を講じてまいりました。来年度以

降も、先ほど原田副大臣から答弁がありました。公共施設等適正管理推進事業費などの措置を講じることとしております。

引き続き、地方公共団体における公共施設などの適正管理の取組、しっかりと応援をしてまいりたいと思っております。

○山本博司君 以上で終わります。ありがとうございます。

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。

本日は、地方交付税法等の改正案、また地方税法等の改正案について質問する機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。基本的な質問が多くなるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、平成二十九年地方財政対策について伺わせていただきます。

高市総務大臣は、さきの所信表明の中で、本年は、アベノミクスの諸施策をより一層推進し、日本の未来を開く取組を加速する大切な年というふうに位置付けた上で、国民の皆様、暮らしが豊かになってきた、地域社会に活気が出てきたと変化を実感していただける年になるよう、総務省の政策資源を総動員してまいりますと、そのような御決意を述べられております。

私たち公明党も、「希望が、ゆきわたる国へ。」をスローガンに掲げまして、アベノミクスの成果を全国津々浦々までお届けすることを目指しております、そのためには、地方創生の推進や一億総活躍社会の実現が極めて重要であると認識しております。

一方で、現実には、国、地方共に毎年度巨額の財源不足が発生しております、これをいかに補填するかについて総務省も頭を悩ませていることと拝察をいたします。

平成二十九年年度の地方財政対策におきましては、前年度からの繰越金が見込めないという厳しい財政状況の中で、地方交付税の減少を最小限にとどめる、また臨時財政対策債の増加を抑制するという観点から、地方公共団体金融機構の公庫債

権金利変動準備金が四千億円、交付税特別会計剰余金三千四百億円など、様々な財源確保策が講じられたものと承知しております。

その結果として、平成二十九年年度の一般財源総額は前年度よりも〇・四兆円増の六十二・一兆円が確保されましたことは評価いたしますし、地方公共団体が自主性、主体性を発揮して地方創生に取り組みためのまち・ひと・しごと創生事業費について引き続き一兆円確保されたことも大変重要であると認識してございます。

平成二十九年年度の地方財政対策については、七年ぶりに財源不足額の拡大が見込まれるということがこれまでの流れとの違いであると思っております。こうした中、本来であれば、交付税の法定率の引上げを実現することであると、国の財政も厳しいということもありまして、特例的な財源確保策が講じられたものと理解しております。

そこで、まず、高市総務大臣に平成二十九年年度の地方財政対策の総括的な評価について伺いさせていただきます。

○国務大臣(高市早苗君) もう宮崎委員から既に御指摘がありましたとおり、平成二十九年年度の地方財政対策は近年になく大変厳しい状況の中でのございました。地方公共団体から特に御要望の強い地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制というのが課題でございました。

概算要求時点において十六兆円を下回ると見込まれていた地方交付税総額については、十六・三兆円程度確保することができました。また、概算要求時点において対前年度〇・九兆円の増と見込まれていた臨時財政対策債の発行額も、〇・三兆円の増にとどめました。地方の一般財源総額につきましては、子ども・子育て支援など社会保障の充実分の確保を含めて前年度を上回る六十二・一兆円程度確保することができました。

このほか、公共施設等の適正管理、一億総活躍社会の実現、地方創生、防災・減災対策など個別の課題につきましても、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化、コンパクトシ

ティイ、市町村役場機能の確保など内容を拡充して、公共施設等適正管理推進事業費として新たに計上しました。

一億総活躍社会の実現に向けて、保育士、介護人材等の処遇改善に必要な経費を地方財政計画の歳出に計上しました。

まち・ひと・しごと創生事業費については、先ほど宮崎委員が御指摘いただきましたとおり、平成二十九年年度も引き続き一兆円を計上しました。

緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充するとともに、事業期間を平成三十二年度まで四年間延長することとしました。

国の財政も大変厳しい中であって、私どもとしては最大限の対応ができたものと考えております。

○宮崎勝君 ありがとうございます。この総務省の努力につきましては、地方六団体も評価しているということで承知してございます。

またさらに、平成二十九年年度の社会保障の充実につきましては、国分が約一兆円、地方分が約〇・八兆円ということで、合計一・八兆円が確保されました。このほか、ニッポン一億総活躍プランに基づく保育士や介護人材等の処遇改善として地方分で九百六十一億円が確保されたということでございます。これらについては、厳しい財政状況における最大限の努力の結果であると評価をしたいと思っております。

一方、消費税率の引上げの再延期に伴いまして、引上げまでの間における地方の社会保障財源をどのように確保していくかということが地方自治体側の大きな関心事であると思っております。地方六団体におきましては、既に子ども・子育て等を始めとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいることから、消費税率の引上げの再延期によつてこれらの施策の推進に支障が生じるのではないかと、支障が生じることがないようにということ、そういう声が聞かれてございます。

消費税率引上げの延期という状況下におきましても必要な社会保障は行っていかなければならな

いと考えますが、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 子育てや介護など、社会保障の多くは地方自治体を通じて国民の皆様提供されております。その役割も極めて大きいことから、所要の財源を確保するということは重要だと考えております。

平成二十九年度の地方財政対策に関しては、先ほどお答えいたしました子ども・子育て支援など社会保障の充実や、保育士、介護人材等の処遇改善に必要な経費を歳出に適切に計上し、地方の一般財源総額を確保いたしました。

消費税率引上げの延期に伴いまして予定されていた歳入が得られなくなるのですが、毎年度の地方財政対策において地方の一般財源総額をしっかりと確保することで、地方自治体が社会保障を始めた地域に必要な行政サービスを提供し、提供しながら安定的な財政運営を行っていただけるように今後とも努めてまいります。

○宮崎勝君 力強い御決意、大変にありがとうございます。

続きまして、トップランナー方式について質問したいと思います。

地方自治体においては、地域の実情を踏まえて、様々な工夫を重ねながら業務改革に取り組んでいるものと認識しております。この改革の取組が全国的に広がってきた業務については地方交付税の算定においても反映させようというものがこのトップランナー方式の趣旨であると理解しております。

トップランナー方式は、平成二十八年度において、学校用務員事務、一般ごみ収集など十六業務において導入し、平成二十九年度においては新たに青少年教育施設管理と公立大学運営の二業務が導入されることになっております。

ただし、トップランナー方式につきましては若干の誤解がございます。対象となる業務について、一番低いコストで行っている自治体ほかの自治体も合わせていくものといった批判もある

ようでございます。実際は決してそうではないということだと思えますけれども、トップランナー方式の導入につきましては複数年掛けて段階的に進めていくということとしてまいります。小規模団体に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないように運営されているものというふうに考えてございます。

こうしたトップランナー方式に対する懸念を払拭するためにも、改めてその趣旨について御説明いただきたいと思います。

○副大臣(原田憲治君) お答えを申し上げます。地方財政が依然として厳しい状況にある中で、引き続き行政の効率化を進めていく必要があります。平成二十七年八月に総務大臣通知を発出したしまして、民間委託等の業務改革の推進について地方団体に要請をしておるところでございます。

こうした中で、地方交付税において、既に多くの団体を取り組んでいる業務改革についてトップランナー方式を導入しており、算定に当たっては、業務改革に取り組んでいる団体の平均的な経費水準を単位費用の積算基礎とするともに、小規模団体においては民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定を行っておるところでございます。

したがって、トップランナー方式は、一番コストの低い団体の経費水準により地方交付税を算定しているものではございません。各地方団体においては、地域の実情を踏まえて、自主的、主体的に業務改革に取り組んでいただきたいと思いますとおるところでございます。

○宮崎勝君 ありがとうございます。引き続き、誤解がないように進めていただければと思っております。

次に、地方税法等の改正案の中から何点が質問させていただきます。

まず、償却資産に対する固定資産税の特例措置について伺います。

この特例措置は、地域の中小企業による設備投資を促進し地域経済を活性化するという意味で、

大変重要な措置であると認識しております。当初は、平成二十八年度税制改正において三年間の特例措置として機械、装置を対象に創設されましたが、平成二十九年度の税制改正におきまして、残余の二年間に限って、地域、業種を限定した上でその対象に一定の工具、器具、備品等を追加することとしております。

一方で、固定資産税は基幹税でございます。地方の基幹税をしっかりと守っていくことは大変重要であると思っております。我が党内の議論におきましてもしやうした議論がございましたけれども、特例措置の対象を広げることによって決着をしたわけでございます。

そこで、二年間に限り特例措置の対象を広げるという今回の改正の趣旨につきまして大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) まず、GDPの約七割を占めるサービス産業において、この賃金改善と生産性の向上に向けて、小規模なサービス産業の生産性向上などを後押しするということは重要だろうと思っております。

ただ、償却資産課税は税収が約一・六兆円と、市町村の貴重な税源でございます。それゆえに、平成二十八年度に創設されました機械、装置に対する特例措置のなし崩し的な拡大ですとか期間延長というものに関して地方団体の懸念も大変強うございました。

そのため、特例措置の対象に比較的低額な器具、備品などを残余の二年間に限って追加する。一方で、市町村財政への影響を最小限にするよう地域や業種について重点化を図るとともに、与党税制改正大綱において、償却資産に係る固定資産税を堅持する旨とこの特例措置の枠組みを予定しております三年間で終了させる旨が明記されました。このような取扱いが地方団体の皆様からは一定の御評価をいただいていると認識をしております。

中小・小規模事業者の皆様には、今回のこの特例を活用して是非投資を促進し、地方経済に好影響を与えていただくことを期待いたします。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

続きまして、保育の受皿整備の促進のための税制上の措置について質問したいと思います。

待機児童を解消するため、保育所等の円滑な整備が喫緊の課題になっております。このため、政府は、待機児童解消加速化プランに基づいて、平成二十九年度末までの保育の受皿の整備目標を四十万人から上積みして五十万人分に拡大することとしております。今回の改正案には、保育の受皿整備を促進するため、企業主導型保育事業に供する固定資産に係る固定資産税、都市計画税等について課税標準の特例措置が盛り込まれております。

まず、この特例措置を講ずることとした背景、特例措置の内容及び創設の意義についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。ただいま御紹介いただきましたとおり、喫緊の課題である待機児童の解消に向けて、政府全体で保育の受皿整備の取組を進めているところでございます。

平成二十八年度からは、企業の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を図るという観点から、従来の事業所内保育を拡大した企業主導型保育事業が開始されているところでございます。

今回の税制改正では、企業による保育の受皿拡大のインセンティブとするため、企業主導型保育事業について固定資産税等の特例措置を講ずることとしていくところでございます。

具体的には、平成二十九年度四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に政府の補助を受けて企業主導型保育事業を行う場合には、固定資産税等の課税標準を、最初の五年間、価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするという措置を講ずることとしておるところでございます。

法案成立の晩には、この特例措置が待機児童対策に加わるによりまして、保育の受皿整備が更に促進されることを期待するものでござい

○宮崎勝君 ありがとうございます。

さらに、保育所等の整備に当たりまして近隣住民の反対が起きるといった事例も生じていることから、土地の確保を円滑にするための税制優遇というのは大変重要なことだと考えてござい

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

今御紹介ありましたわがまち特例、地域決定型地方税制特例措置というものでござい

待機児童は、約八割の市町村においてゼロである一方、都市部などにおきましては深刻な状況でございまして、地域差が大きい、そういった状況にござい

○宮崎勝君 地域の実情に応じた対策が取れるようにすること

さらに、今回の地方税の改正案におきましては、災害に関する税制上の措置、具体的には固定資産税、都市計画税につきまして、被災代替家屋の特例、被災代替償却資産の特例及び被災住宅用地特例の拡充といった軽減措置を常設化すること

まず、常設化される軽減措置の内容につきま

由、また災害に関する税制上の措置の常設化によるメリットはどのような点にあるのか、こうい

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

現行制度上、災害が発生した際の被災者などへの地方税に関する対応につきましては、地方団体の条例に基づきまして、申告期限、納付期限の延長あるいは減免が行われてきたところ

ただ、災害が発生してからそういった対応で一定程度時間を要するといったことも事実でござ

具体的には、先ほど委員から御紹介ありましたとおり、固定資産税、都市計画税につきま

これらの措置をあらかじめ講じることによりまして、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、速やかな復旧復興につながるものと

○宮崎勝君 ありがとうございます。

日本税理士連合会は、平成二十八年六月に提出いたしました平成二十九年地方税制改正に関する建

政府はこの提言をどのように受け止めたので

しょうか。また、今回の災害に関する税制上の措置の常設化はこの提言の趣旨に

○国務大臣(高市早苗君) 日本税理士連合会は、国家規模の災害などへの対応を可能とするために

現在御審議いただいております地方税法等改正法案に盛り込みました税の軽減措置規定の常設化

法案に盛り込みました税の軽減措置規定の常設化というものは、その問題意識にも合致するものと

最後に、ふるさと納税の見直しについて伺いたいと思

ふるさと納税については、平成二十七年改正におきまして地方創生推進の観点から制度の拡充が図られることとなりまして、ふるさと納税枠が約二倍に拡大されるとともに、確定申告が不要となるふるさと納税ワンストップ特例措置が創設さ

その一方で、報道等にもありますとおり、高額な返礼品や換金性の高い返礼品などによる自治体間の寄附金獲得競争が激化していることが指摘さ

さとして、総務省は、昨年四月の通知におきまして、換金性や資産性の高い返礼品は自粛す

さと納税の利用者の増加に伴い、東京二十三区な

ど都市部の自治体からは住民税の減少を懸念する声も高まっております。

総務省は現在このふるさと納税の様々な課題について検討されていると承知しておりますが、今後の見直しの方向性について大臣の御所見を伺いたいと思

○国務大臣(高市早苗君) そもそも、ふるさと納税制度は、地方団体からも財源確保にとどまらず地域の発展につながるといった積極的な御評価も

ただ、このふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、地方団体独自の取組として行っている返礼品送付について、今、宮崎委員が御指摘くだされたような問題が生じておりまして、総務省としてもこれは問題だと認識をしております。先日、特別区長会からも、ふるさと納税の趣旨には賛同するとしながらも、返礼品競争を是正するために返礼品に制限を設けるべきといった、制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うよう御要望をいただきました。

現在、有識者の方や地方団体の実務者の方々から御意見をいただきながら、返礼品送付ということについてあらゆる課題の洗い出しと改善策を検討して

○宮崎勝君 以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長(横山信一君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

〔参照〕

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案の主な内容につきましまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、総則の改正であります。

第十一条の二の改正は、合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとするものであります。

次は、道府県民税の改正であります。

第三十二条の改正は、上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

第三十五条の改正は、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税について、平成三十年度以後の各年度分の所得割の標準税率を、二%（現行四%）に改めるものであります。

第三十七条及び第三十七条の二の改正は、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税について、平成三十年度以後の各年度分の税額控除の割合を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

第五十三条の改正は、法人の道府県民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における

諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

第五十五条の二から第五十五条の四までの改正は、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の二十五の改正は、法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いてい

る場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない

常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるとするものであります。

第七十二条の二十七の改正は、地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとするものであります。

第七十二条の三十九の二から第七十二条の三十九の四までの改正は、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

第七十二条の四十八の改正は、電気供給業に係る法人の事業税の分割基準

について、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずる一定の事業を含む。）については、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分することにより関係道府県ごとに分割する基準とし、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業（これに準ずる一定の事業を含む。）及び同項第十二号に規定する特定送配電事業については、課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。）に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること（事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合には、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること）により関係道府県ごとに分割する基準とし、同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずる一定の事業を含む。）については、課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分す

ること（事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合には、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること）により関係道府県ごとに分割する基準とする等の措置を講じようとするものであります。

第七十二条の五十七の二及び第七十二条の五十七の三の改正は、租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の四の改正は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税措置を講じようとするものであります。

第七十三条の十四の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行うものであります。次に、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行うものであります。次に、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業（利用定員が五人以下であるも

のに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行うものがあります。

次は、市町村民税の改正であります。

第三百十三条の改正は、上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

第三百十四条の三の改正は、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の所得割の標準税率を、八%(現行六%)に改めるものであります。

第三百十四条の六条及び第三百十四条の七の改正は、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の税額控除の割合を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

第三百二十一条の七の十二及び第三百二十二条の七の十三の改正は、租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

第三百二十一条の八の改正は、法人の市町村民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所

要の措置を講じようとするものであります。

第三百二十一条の十一の二及び第三百二十一条の十一の三の改正は、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十八条の改正は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講じようとするものであります。

第三百四十九条の三の改正は、固定資産税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行うものであります。次に、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行うものであります。次に、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に係る課税標準の特例措置

について、特例率の見直しを行うものであります。

第三百四十九条の三の三の改正は、震災等による被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、被災年度の翌年度から被災後四年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとするものであります。

第三百四十九条の三の四の改正は、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第三百五十二条の改正は、居住用超高層建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講じようとするものであります。

第三百五十二条の三の改正は、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋につ

いて、固定資産税の減額措置を講じようとするものであります。

次は、都市計画税の改正であります。

第七百二条の四の二の改正は、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋について、都市計画税の減額措置を講じようとするものであります。

次は、指定都市に関する特例の改正であります。

第七百三十七条の二の改正は、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の指定があつた場合等の道府県民税又は市町村民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四条の改正は、居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換え資産を取得期限内に取得することが困難となつた場合には、一定の要件の下、その取得期限を二年の範囲内で延長しようとするものであります。

附則第五条、第五条の四の二及び第五条の五の改正は、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の税額控除の割合等を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

附則第六条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長しようとするものであります。次に、指定都市の区域内に

住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率等を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

百四十四ページ

附則第七条の四の改正は、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率を道府県民税四％、市町村民税六％とし、指定都市の区域を包括する道府県は、当該道府県に払い込まれた退職所得の分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額当該指定都市に係るものに限り、二分の一に相当する額を当該指定都市に對し交付するものであります。

百四十四ページ

附則第八条の改正は、法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講じようとするものであります。

百五十二ページ

附則第八条の二の改正は、法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除を改めようとするものであります。まず、修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とするものであります。次に、控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とするものであります。

ます。

百五十五ページ

附則第九条の改正は、法人の事業税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。次に、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。次に、雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に對する割合が百分の二以上であることとの要件に変更すること、修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること及び控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすることとするものであります。次に、株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成二十九年四月一日

百六十一ページ

から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額（二十億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。さらに、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

百六十三ページ

附則第九条の二の改正は、法人の事業税の特定寄附金税額控除を改めようとするものであります。まず、修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とするものであります。次に、控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とするものであります。

百六十四ページ

附則第九条の三の改正は、法人の事業税の分割基準の見直しに伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止しようとするものであります。

百六十五ページ

附則第十条の改正は、不動産取得税の非課税措置を改めようとするものであります。

百六十六ページ

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、公益社団法人又は公益財団法人が取得す

下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中

量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であるもの、石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成十七年石油ガス軽中量

車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であるものの、軽油自動車(乗用車に限る。)のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの又は平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成二十一年軽油軽

中量車基準」という。)に適合するものの、軽油自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックに限る。)のうち、平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成二十八年軽油重中量車基準」という。)に適合するもの又は平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成二十一年軽油重中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であるものに見直した上、その適用期限を一年延長しようとするものであります。

百八十二ページ
百九十八ページ
附則第十二条の二の二の改正は、自動車取得税の税率の特例措置を改めようとするものであります。まず、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負

荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、対象を、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であるものに見直した上、その適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置を、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であるもの、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が三・五トンを超

超えるバス又はトラックに限る。)のうち、平成二十八年軽油重中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油重中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であるものを軽減対象とし、講じようとするものであります。次に、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であるもの、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物

物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二十七年基準として得た数値以上であるもの、石油ガスを自動車（乗用車に限る。）のうち、平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であるものに見直した上、その適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、排出ガスの性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置を、ガソリン自動車（車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。）のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であるもの、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックに限る)のうち、平成二十八年軽油重量車

基準に適合するもの又は平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの、軽油自動車(車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックに限る)のうち、平成二十八年軽油重量車

ものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの、石油ガス自動車(乗用車に限る)のうち、平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であるものに見直した上、その適用期限を一年延長しようとするものであります。

十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百

[illegible]

ネルギー消費効率が平成二十七年基準
 準エネルギー消費効率以上であるもの、ガソリン自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックに限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの、ガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車である乗用車に限る。)のうち、平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であるもの、ガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車である車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。)のうち、平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二十二年基準準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であるもの、石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、

の他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいづれにも適合するもの、車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するもの、車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するもの）として定められた車両安定性制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するもの）として定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいづれにも適合するものにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講じようとするものであります。次に、車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックで

あつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの、車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものにあつては平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものにあつては平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われた

ときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講じようとするものであります。次に、車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの、車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの、車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの、車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの、車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日(車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に

適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するものにあつては、平成三十年十月三十一日)までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講じようとするものであります。さらに、車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもの、うち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除する特例措置を講じようとするものであります。

附則第十二条の二の五の改正は、非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他の不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般継承人を当該不足額に係る自動車について、第二百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者となし、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定(第二百三十二条及び第二百三十三条の規定を除く。)を適用すること等の措置を講じようとするものであります。

附則第十二条の三の改正は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を改めようとするものであります。まず、環境負荷の小さい自動車については、平成二十九年及び平成三十年年度に新車新規登録を受けた自動車、電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率が百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年基準窒素酸化物の排出量の二分の一を超えないもの又は平成十七年基準窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものについて税率の概ね百分の七

十五を軽減し、エネルギー消費効率
平成三十二年基準エネルギー消費効
率に百分の百十を乗じて得た数値以上
の自動車のうち窒素酸化物の排出量が
平成三十年窒素酸化物排出許容限度の
二分の一を超えないもの又は窒素酸化
物の排出量が平成十七年窒素酸化物排
出許容限度の四分の一を超えないもの
(税率の概ね百分の七十五を軽減する
特例措置の適用を受ける自動車を除
く。)について、税率の概ね百分の五十
を軽減する特例措置を、当該新車新規
登録の翌年度の自動車税について、そ
れぞれ講じようとするものでありま
す。次に、環境負荷の大きい自動車
(電気自動車、天然ガス自動車、メタ
ノール自動車、混合メタノール自動車
及びガソリンを内燃機関の燃料として
用いる電力併用自動車並びに一般乗合
用のバス及び被けん引自動車を除く。
については、ガソリン自動車又はLPG
自動車で平成十八年三月三十一日ま
でに新車新規登録を受けたものについ
て新車新規登録を受けた日から起算し
て十四年を経過した日の属する年度以
後に、軽油自動車その他のガソリン自
動車又はLPG自動車以外の自動車
で平成二十年三月三十一日までに新車
新規登録を受けたものについては新車
新規登録を受けた日から起算して十二
年を経過した日の属する年度以後に、
それぞれ税率の概ね百分の十五(バス
一般乗合用のものを除く。)及びトラッ
クについては概ね百分の十)を重課す
る特例措置を講じようとするものであ
ります。

二百十六ページ
二百十七ページ
附則第十二条の四の改正は、減税対
象に係る自動車税について、不足額
が生じた原因が、偽りその他不正の手

段により国土交通大臣の認定等を受け
たことを事由として国土交通大臣が当
該認定等を取り消したことにによるもの
であるときは、当該認定等の申請をし
た者又はその一般承継人を賦課期日現
在における当該不足額に係る自動車の
所有者とみなして、自動車税に関する
規定(第百五十二条から第百五十四条
までの規定を除く。)を適用すること等
の措置を講じようとするものでありま
す。

二百十八ページ
二百十九ページ
二百二十四ページ
附則第十四条の改正は、独立行政法
人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が
一定の都市計画区域において都市鉄道
等利便増進法に規定する都市鉄道利便
増進事業により整備したトンネルに係
る固定資産税の非課税措置の適用期限
を二年延長しようとするものでありま
す。

二百十九ページ
二百二十四ページ
附則第十五条の改正は、固定資産税
及び都市計画税の課税標準の特例措置
を改めようとするものであります。ま
ず、平成二十九年四月一日から平成三
十一年三月三十一日までの間に一定の
政府の補助を受けた者が児童福祉法に
規定する事業所内保育事業に係る業務
を目的とする施設のうち当該政府の補
助に係るものの用に供する一定の固定
資産について、その者が引き続き当該
政府の補助を受けている場合に限り、
課税標準の特例措置を講じようとする
ものであります。次に、都市緑地法に
規定する緑地保全・緑化推進法人が都
市緑地法等の一部を改正する法律の施
行の日から平成三十一年三月三十一
日までの間に同法に規定する認定計画
に基づき設置する一定の市民緑地の用
に供する土地について、課税標準の特
例措置を講じようとするものでありま

す。次に、水防法に規定する地下街等
の所有者又は管理者が取得する一定の
浸水防止用設備に係る課税標準の特
例措置について、対象区域を追加した
上、適用期限を三年延長しようとする
ものであります。次に、中小事業者等
が中小企業等経営強化法に規定する認
定経営力向上計画に基づき取得した一
定の機械及び装置に係る課税標準の特
例措置について、対象を追加しよう
とするものであります。次に、心身障害
者を多数雇用する事業所の事業主が障
害者の雇用の促進等に関する法律に規
定する助成金等の支給を受けて取得し
た一定の家屋に係る課税標準の特例措
置の適用期限を二年延長しようとする
ものであります。次に、大規模地震対
策特別措置法に規定する地震防災対策
強化地域等において地震防災対策の用
に供する一定の償却資産に係る課税標
準の特例措置の適用期限を三年延長し
ようとするものであります。次に、鉄
道事業者等が政府の補助を受けて取得
した車両の運行の安全性の向上に資す
る一定の償却資産に係る課税標準の特
例措置の適用期限を二年延長しよう
とするものであります。次に、鉄道事業
者等が取得により事業の用に供する新
造車両で高齢者、障害者等が円滑に利
用できる一定の構造を有するものに係
る課税標準の特例措置の適用期限を二
年延長しようとするものであります。

次に、鉄道事業者等が取得等により事
業の用に供する一定の新造車両に係る
課税標準の特例措置の適用得期限を二
年延長しようとするものであります。
次に、都市再生特別措置法に規定する
認定事業者が一定の認定事業により取
得した一定の公共施設等の用に供する

家屋及び償却資産に係る課税標準の特
例措置の適用期限を二年延長しよう
とするものであります。次に、鉄道事業
者等が都市鉄道等利便増進法に規定す
る都市鉄道利便増進事業により取得し
た一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設
の用に供する家屋及び償却資産に係る
課税標準の特例措置の適用期限を二年
延長しようとするものであります。次
に、公益社団法人又は公益財団法人が
所有する文化財保護法に規定する重要
無形文化財の公演のための施設の用に
供する一定の土地及び家屋に係る課税
標準の特例措置の適用期限を二年延長
しようとするものであります。次に、
港湾法に規定する港湾運営会社が、国
際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾に
おいて、政府の補助等を受けて取得し
た一定の港湾施設等の用に供する家屋
及び償却資産に係る課税標準の特例措
置の適用期限を二年延長しようとする
ものであります。次に、エネルギー環境
適合製品の開発及び製造を行う事業の
促進に関する法律に掲げる機械類でエ
ネルギー消費量との対比における性能
の向上に著しく資する一定の設備に係
る課税標準の特例措置の適用期限を二
年延長しようとするものであります。

次に、鉄道事業者等が既設の鉄軌道に
係る一定の耐震補強工事によつて新た
に取得した一定の鉄道施設に係る課税
標準の特例措置の適用期限を一年延長
しようとするものであります。次に、
特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実
施する者が特定貨物輸入拠点港湾にお
いて、政府の補助を受けて取得した一
定の港湾施設に係る課税標準の特例措
置の適用期限を二年延長しようとする
ものであります。次に、電気自動車に

水素を充填するための設備等に係る課税標準の特例措置について、当該設備等に係る要件に一定の政府の補助を受けて取得することを加えた上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置、都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る課税標準の特例措置及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十五条の二の改正は、北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。

附則第十五条の三の改正は、北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。

附則第十五条の八の改正は、固定資産税の減額措置を改めようとするものであります。市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一

定の新築貸家住宅に係る減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十五条の九の二の改正は、一定の改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置を講じようとするものであります。まず、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、減額措置を講じようとするものであります。さらに、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、減額措置を講じようとするものであります。

附則第十五条の十の改正は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第三十条の改正は、平成二十九年及び平成三十年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車に対する当該車両番号指定の翌年度分の軽自動車税について、特例措置を講じようとするものであります。まず、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二十一

年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減するものであります。次に、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用のガソリン軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及びエネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用のガソリン軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の五十を軽減するものであります。次に、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用のガソリン軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及びエネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用のガソリン軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出

許容限度の四分の一を超えないもの（税率を概ね百分の五十を軽減する特例措置の適用を受ける軽自動車を除く。）について、税率の概ね百分の二十五を軽減するものであります。

附則第三十条の二の改正は、減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講じようとするものであります。

附則第三十三条の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興

計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

さらに、沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

二百八十四ページ 附則第三十三条の二の改正は、上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。次に、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

二百八十七ページ 附則第三十三条の三の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を三年延長しようとするものであります。次に、指定都市の区域内に住所を有する

所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

二百八十九ページ 附則第三十四条の改正は、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

二百九十五ページ 附則第三十四条の二の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長するものとした上、適用期限を三年延長しようとするものであります。

次に、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

二百九十五ページ 附則第三十四条の三、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四及び第四十五条の二、第三十五条の四及び第四十五条の二の改正は、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率を所得割の標準税率に合わせて改めるものであります。

三百一十一ページ 附則第五十一条の二の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改め

ようとするものであります。まず、東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。さらに、土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

三百一十三ページ 附則第五十二条の改正は、被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

第二に、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し等のための地方税法の改正であります。

まず、国税犯則調査手続の見直しに伴う地方税犯則調査手続の見直しに関する総則の改正であります。

今回の見直しにより、全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とするものであります。

三百一十八ページ 第二十二條の三の改正は、犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとするものとすることとあります。次に、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化するものであります。

三百二十六ページ 第二十二條の四の改正は、電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができることとするものであります。

次に、差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成等をして電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができることとするものであります。次に、許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこととするものであります。次に、許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実に代えて、罪名を記載することとするものであります。

三百三十一ページ 第二十二條の五の改正は、許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができることとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとするものであります。

三百三十二ページ 第二十二條の六の改正は、差押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日(特に必要があつて延

三百三十三ページ

長する場合には、通じて六十日を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができることとするものがあります。

第二百二十二条の八の改正は、差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複製、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとするものがあります。

第二百二十二条の十の改正は、臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとするものがあります。

第二百二十二条の十一の改正は、臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこととするものがあります。

第二百二十二条の十二の改正は、質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならないこととするものがあります。

第二百二十二条の十四の改正は、住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち会わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えることとするものがあります。

第二百二十二条の十五の改正は、領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等とその謄本を交付することとするものがあります。

物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとするものがあります。

第二百二十二条の十九の改正は、犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとするものがあります。

第二百二十二条の二十の改正は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとするものがあります。

第二百二十二条の二十二の改正は、臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化するものがあります。

第二百二十二条の二十三の改正は、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこととするものがあります。

第二百二十二条の二十四の改正は、質問に係る調査については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調査に記載しなければならないこととするものがあります。

第二百二十二条の二十八の改正は、通告

に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとするものがあります。次に、通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始めることとするものがあります。

第二百二十二条の三十の改正は、通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化するものがあります。

次は、道府県民税の改正であります。

第二百二十三条及び第三十四条の改正は、個人の道府県民税における配偶者控除及び配偶者特別控除についての見直しを行うものであります。まず、配偶者特別控除について、所得控除額三十三万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設けるものであります。次に、合計所得金額九百万円超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が通減し、消失する仕組みを設けるものであります。

第三十七條の改正は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、平成三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税における調整控除について、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三條の二の改正は、居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有

部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講じようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

第二百九十二条及び第三十四條の二の改正は、個人の市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除についての見直しを行うものであります。まず、配偶者特別控除について、所得控除額三十三万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設けるものであります。次に、合計所得金額九百万円超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が通減し、消失する仕組みを設けるものであります。

第三百十四條の六の改正は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、平成三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税における調整控除について、所要の措置を講じようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三條の四の改正は、国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税について改めようとするものであります。まず、市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとし、標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の算定方法を改正することとするものであります。次に、標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額に対する

標準割合を廃止しようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

〔四百四十五ページ〕 附則第十二条の二の改正は、排出ガ

ス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上であることと見直した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。

〔四百四十六ページ〕 附則第十二条の二の改正は、排

出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であつて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象に、ガソリン自動車(乗用車に限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であるもの、石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えな

いもの又は平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であるものを追加した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であつて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ百分の二十五、百分の四十、百分の五十、百分の六十又は百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であることと見直した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。

〔四百四十七ページ〕 附則第十二条の二の改正は、環

境対応車であつて新規登録等を受けるものの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。取得価額から四十五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車(平成三十二年基準エネルギー消費効率算定自動車である乗用車に限る。)に係るエネルギー消費効率

の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百十を乗じて得た数値以上であることと見直した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、取得価額から三十五万円を控除する特例措置について、軽減対象に、ガソリン自動車(乗用車に限る。)のうち、平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であるもの、石油ガス自動車(乗用車に限る。)

のうち、平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であるものを追加した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、取得価額から二十五万円を控除する特例措置及び取得価額から十五万円を控除する特例措置について、適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、取得価額から五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車(平成三十二年基準エネルギー消費効率算定自動車である乗用車に限る。)に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であることと見直した上、適用期限を一年延長しようとするものであります。

〔四百四十九ページ〕 附則第三十五条の三の二の改正は、

平成三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講じようとするものであります。

〔四百五十一ページ〕 附則第三十八条及び第三十八条の二

の改正は、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うものであります。

第三に、航空機燃料譲与税法の改正であります。

〔四百五十七ページ〕 航空機燃料譲与税法附則第二項の改

正は、航空機燃料譲与税の譲与割合を
引き上げる特例措置の適用期限を三年
延長しようとするものであります。
四百七十八ページ
五百二十九ページ このほか、所要の規定の整備を行う
こととしております。
以上でございます。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を
改正する法律案

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改
正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

平成二十九年四月五日印刷

平成二十九年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U

第百九十三回 参議院 総務委員会 會議録 第四号(その二)

〔本号その二(参照)〕

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

〔地方税法の一部改正〕

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中又は合資会社を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「(合資会社)の下に」及び「監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に、「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八号の十五の五」を「第六十八号の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八号の十一(第七項)」を「第六十八号の十一(第五項)」に、「又は第六十八号の十五の四(第五項)」を「第六十八号の十五の五」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「次款第三目」に、「一においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(「一の及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(「一の及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十五条第一項中「百分の四」の下に「(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の二」を、「率は、」の下に「同一の標準税率」とを加える。

第三十七条第一号中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同条第二号中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第三十七条の二第一項中「百分の四」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二)」を加え、「にあつては」を「には」に、「その者を」を「当該納税義務者」に改め、同条第二項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)」を加え、同条第五項中「同項第四号」を「第四号」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十七条の四中「第三十二条第十三項の申告書」を「第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第五十三条第五項及び第九項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改

め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に、「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項又は」を「第九項又は」に改め、同条第十二項中「開始した事業年度」の下に「(同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)」を加え、同項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「(第四十二条の十二の四第五項)」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十三項中「開始した事業年度」の下に「(法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)」を加え、「法人税法第八十条」を「同法第八十条」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第十五項中「開始した連結事業年度」の下に「(同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)」を加え、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「(第四十二条の十二の四第五項)」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十六項中「連結事業年度」の下に「(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)」を加え、同条第三十八項中「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に、「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に、「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、同条第三十九項中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に、「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、同条第四十二項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第七十

五条の二第七項を「第七十五条の二第九項」に改める。

第五十五条の二第一項中「内国法人を「法人」に、「又は第六十七条の十八第一項」を、「第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「」をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係るを「以下この項において同じ」をした場合(次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。又は「に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「(租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。を削り、「を含む。次条を(次条に、「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「前条第一項若しくは第二項の規定によつてを「前条第一項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「に」に改め、同項ただし書中「によつてを」により」に改める。

第五十五条の三第一項から第三項までの規定中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改める。

第五十五条の四第一項中「基づき国税庁長官」の下に「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局を加え、第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつてを「第五十五条第一項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「に」に改め、同項ただし書中「によつてを」により」に改める。

第五十六条第二項中「とする」の下に「。第四項第一号において同じ」を加え、同条第四項中「第五十三条第二十二項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。の提出」

を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。に、「(当該修正申告書を(当該増額更正に、「同条第一項を「第五十三条第一項に、「修正申告書が提出されたを「増額更正があつたに、「修正申告書の提出を「増額更正」に改め、「について」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係るを「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同条第二号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日」まで」に改める。

第六十四条第一項中「第一号」の下に「及び第三項第一号」を加え、同条第三項中「について」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加える。

第七十二条の二の二第八項中「においては」を「に」に改め、「字句は」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第九項の項中「第七十二条の二十六第九項を「第七十二条の二十六第十項に改め、同表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項、第七項及び第八項、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「においては」を「に」に改め、同条第二項中「第五項に規定する」を「第五項の規定の適用を受けることができ

る」に、「によつて」を「により」に、「期間内」を「期限まで」に、「場合においては」を「ときは、第二十條の五の二の規定により当該期限が延長されたときを除き」に改め、同条第三項中「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同項の期間内に申告納付することができないを「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(第一号及び第五項において「定款等」という。の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算について定時総会が招集されない」に改め、「除く」の下に。以下この項において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該道府県知事が指定する月数のを「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該法人が会計監査人を置いていない場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該道府県知事が指定する三月を超えない月数の期間内

第七十二条の二十五第四項中「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「期間内」を「期限まで」に、「場合においては」を「ときは」に改め、「法人は」の下に、「第二十條の五の二の規定により当該期限が延長された場合を除き」を加え、同条第五項中「が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由によつて決算が確定しないためを「の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき」に、「期間内に」を「期限までに」に改め、「限る」の下に。以下この項において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該道府県知事が指定する月数のを「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該連結親法人が会計監査人を置いていない場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の

事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるに認められる場合、当該道府県知事が指定する四月を超える月数の期間内

第七十二条の二十五第六項及び第七項中「期間内」を「期限まで」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「この項から第三項まで」を「この条」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「第七項本文」を「第八項本文」に、「においては、当該法人については」を「には、当該法人については」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項に規定する法人（次項本文の規定の適用を受けるものを除く。）について第一項の事業年度の前事業年度における次に掲げる申告納付の期限について第二十条の五第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告納付の期限の翌日から同項の規定により当該申告納付の期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の事業税の納付があつたとき、又は納付すべき事業税額が確定したときは、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る事業税額を算出するものとする。

一 前条第三項（第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により前条第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十

二条の二十九第一項の規定による申告納付の期限が当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた法人の当該申告納付

二 前条第五項（第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により前条第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付の期限が当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた法人の当該申告納付

第七十二条の二十七を次のように改める。
（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第七十二条の二十七 第二十条の五の二の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、前条第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の次条第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすること

第七十二条の三十三の二第二項中「による修正申告書」の下に「（以下この款において「修正申告書」という。）を加え、」において、当該を「には、当該」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十九又は前条を」若しくは第七十二条の二十九に改め、「による申告書」の下に「（以下この款において「申告書」という。）を加え、」にあつては「を」を「には」に、「においては、国」を「には、国」に改める。

第七十二条の三十四中「（以下この節において「申告書」という。）」「第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による」及び「（以下この節において「修正申告書」という。）を削る。
第七十二条の三十九の二第一項中「内国法人」

を「法人」に、「又は第六十七條の十八第一項」を「第六十六條の四の三第一項又は第六十七條の十八第一項」に、「を」した場合は「外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この項において同じ。」をした場合は「次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。」又は「に、」又は「若しくは締約者」に改め、「（租税特別措置法第六十六條の四第一項又は第六十六條の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）を削り、」を含む。次条を（次条）に、「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定によつて」を「第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項から第三項までの規定中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合に、」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「基づき国税庁長官」の下に「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局」を加え、「第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定によつて」を「第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「当る」を「当たる」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「第二条第十二号の六」を「第二条

第十二号の五の二」に、「株式交換を」株式交換等（同法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等という。）に、「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十四第三項中「免かれた」を「免れた」に改め、同条第四項中「第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）に、「（当該修正申告書」を（当該増額更正）に、「この項及び第七十二条の四十六第二項」を「この款」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第一号中「事業税の納期限」を「法人の事業税の納期限」に、「（納期限）を」法人の事業税の納期限」に改め、同項第二号中「修正申告書に係る更正を」増額更正」に、「まで」を（第七十二条の三十九の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第七十二条の四十五第二項中「免かれた」を「免れた」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十五、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九並びに第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）を」当初申告書」に改め、「については」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、同項第一号中「事業税の納期限」を「法人の事業税の納期限」に、「（納期限）を」法人の事業税の納期限」に改める。

第七十二条の四十八の見出しを（分割法人の申告納付等）に改め、同条第一項を次のように

改める。

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(以下この条において「分割法人」という。)は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六(第五項を除く)、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定により事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により事業税を修正申告納付する場合に、当該事業に係る課税標準額の総額、第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円(当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。)を超え年八百万円(当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。)以下のもの又は同条第一項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額及び年四百万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第一号又は第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年八百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額、年四百万円を超え年八百万円以下の部分の金額及び年八百万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

第七十二条の四十八第二項中「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、その」を「分割法人の」に改め、「には」の下に「当該分割法人が」を加え、「事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれを」を「事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「ただし、当該法人の」を「ただし、当該分割法人の」に、「次項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準(以下この節において「分割基準」という。)」を「関係道府県ごとの分割基準」に、「においては」を「には」に、「法人が」を「分割法人が」に、「事業税又は」を「事業税額又は」に、「事業税の税額は、当該法人の」を「事業税額は」に、「付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額」を「課税標準額の総額」に、「次項から第十項までの規定によつて」を「前項の規定により」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所(以下この項から第五項までにおいて「事業所等」という。)の従業者の数に按分すること。

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十九号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(第九項第一号において「小売電気事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)課

税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業(第九項第一号において「一般送配電事業」という。)、同条第一項第十号に規定する送電事業(第九項第一号において「送電事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)(及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。))と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第三号において同じ。))の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。))に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(第九項第一号及び第二号において「発電事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。) 次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数値

二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における

数値)

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

第七十二条の四十八第五項中「前項第三号の場合において」を削り、「事務所又は事業所に」を「事業所等」に、「掲げる数」を「定める数」に、「同項第三号」を「前項第一号」に改め、同項各号中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同条第八項中「第一号の法人が第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分割基準をそれぞれ」を「分割法人が二以上の分割基準を」に、「同項の規定の適用」を「当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割」に、「よつて当該法人の事業の課税標準額を分割する」を「よつて」に改め、同条第十項中「課税標準額」を「課税標準額の総額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一号の法人」を「分割法人」に、「においては、前項」を「には、前三項」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「これらの事業」を「これらの事業以外の事業」に、「政令」を「政令で」に、「よつて」を「により」に、「当該法人」を「当該分割法人」に、「課税標準額」を「に係る課税標準額の総額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。以下「発電事業」と併せて行う場合

第三項第二号に定める分割基準

二 発電事業と発電事業以外の事業とを併せ

て行う場合(前号に掲げる場合を除く。)

第三項第二号に定める分割基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

第七十二条の五十四第二項中「においては」を「には」、「の定める」を「で定める」に、「よつて」を「により」に、「第七十二条の四十八第四項第三号本文」を「第七十二条の四十八第四項第一号本文」に改め、同条第三項中「においては」を「には」、「よつて」を「により」に改め、同条第四項中「よつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に、「よつて」を「により」に改め、第七十二条の五十七の二第二項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法」の下に「第四十条の三の第三項又はをを加え、」をした場合(事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る)を「以下この項において同じ」をした場合(次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。又は「又は」を「若しくは」に改め、「租税特別措置法第四十条の三の第三項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」を

削り、「を含む。次条において「租税条約に基づき申立てが行われた場合」を「(次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第四十条の三の第三項第二号第一号」を「同法第四十条の三の第三十二項第一号」に、「あつては」を「には」に改める。

「により」に改め、「第七項を除く。」「の下に」第四十二条の十一の三第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。」「を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の十五の五」を「第六十八條の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十一」を「第六十八條の十一」に改め、「又は第六十八條の十五の四」を「第六十八條の十五の五」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十三の四第一項中、「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定配当等申告書」に、「もの及びその時までに提出された第三百十七條の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

第七十二条の百一第二項中「輸入地」の下に「若ハ納税地」を加える。

一 第三百十七條の二第一項の規定による申告書

第七十二条の四第一項中「においては」を「には」に改め、同項第三十七号中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一條第一項第一号」を「第十三條第一項第一号」に改める。

二 第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第七十三条の十四第十一項から第十三項までの規定中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合を加える。

第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「もの及びその時までに提出された第三百十七條の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及

び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百十七条の二第一項の規定による申告書

二 第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三百十四条の三第一項中「百分の六」の下に「(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の八)を加える。

第三百十四条の六第一号中「百分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同条第二号中「百分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第三百十四条の七第一項中「百分の六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八)を加え、」にあつては「を」には「に」を、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第二項中「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を加え、同条第五項中「同項第四号」を「第四号」に、「によつて」を「により」に改める。

第三百十四条の九第一項中「第三百十三条第十三項の申告書」を「第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「第二章第一節第

五款」を「前章第一節第五款」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改める。

第三百二十一条の七の十二第一項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法の下に「第四十条の三の三第一項又は」を加え、「を」をした場合(市町村民税の納税義務者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。))が租税条約の規定に基づき当該納税義務者に係る」を「以下この項において同じ」をした場合(次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。又は「に」、「又は」を「若しくは」に改め、「(租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」を削り、「を含む。次条において「租税条約に基づき申立てが行われた場合」を「(次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号」を「同法第四十条の三の三第十二項第一号」に、「にあつては」を「には」に改める。

第三百二十一条の七の十三中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改める。

第三百二十一条の八第五項及び第九項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に、「第四十二条の十二の四第五項を加え、「第八項又は」を「第九項又は」に改め、同条第十二項中「開始した事業年度」の下に「(同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第一項に規定する中間期間を含む。)」を加え、同項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六

第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項の下に、「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十三項中「開始した事業年度」の下に「法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第一項に規定する中間期間を含む。)」を加え、「法人税法第八十条」を「同法第八十条」に、「によつて還付を受けた法人税額」を「により還付を受けた法人税額」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第十五項中「開始した連結事業年度」の下に「(同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)」を加え、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に、「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十六項中「連結事業年度」の下に「法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)」を加え、同条第三十八項中「第七十五条の二第七項」を「第七十五条の二第九項」に改める。

第三百二十一条の十一の二第二項中「内国法人」を「法人」に、「又は第六十七条の十八第一項」を「第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「を」をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この項において同じ」をした場合又は「に」、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「(租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」を削り、「を含む。)」に「を」には「に」によつて「を」により「に」にあつては「を」には「に」に改める。

第三百二十一条の十一の三第三項中「基づき国税庁長官」の下に「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局」を加え、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「とする」の下に「。第四項第一号において同じ」を加え、同条

第四項中「第三百二十一条の八第二十二項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。))の提出を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。))に、「(当該修正申告書を「当該増額更正」に、「同条第一項」を「第三百二十一条の八第一項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出を「増額更正」に改め、「については」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第二号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第三百二十六条第一項中「第一号及び第二号」を「以下この項及び第三項第一号」に改め、同条第三項中「については」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加える。

第三百四十八条第二項ただし書中「においては」を「には」に改め、同項第四十三号中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一項第一号」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十三条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の三第一項中「(昭和三十九年法律第七十号)」を削り、同条第二十八項から第三十項までの規定中「の二分の一」を「二分の一」を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た」に改める。

第三百四十九条の三の三第一項中「この項及

び第三項並びに第三百五十二條の二第三項及び第六項を「この款」に、「年（以下この項を「年（以下この款」に改め、「には、当該の下に「震災等の発生した」を加え、「以後三年」を「から起算して三年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興特別措置法第五條第一項に規定する被災市街地復興推進地域（以下この項において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。以下この項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、「各年度分」の下に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第二項中「本項を「この項」に改め、同条第三項中「にあつては、当該を「には、当該震災等の発生した」に、「本項及び次項を「この条」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三百四十九條の三の三の次に次の一條を加える。

（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九條の三の四 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内において当該震災等の発生した日から被災年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九條の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は

道府県知事）が認める償却資産の取得・共有持分の取得を含む。以下この条において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九條の三の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同条の規定により課税標準とされる額の二分の一の額とする）とする。

第三百四十九條の四第一項中「本項を「この項」に、「及び第三百四十九條の三」を「第三百四十九條の三及び前条」に、「によつて」を「により」に、「本条を「この条」に、「同様とする」を「同じ」に、「同表の下欄を「同欄」に、「係る同表の下欄を「係る同欄」に改め、同項の表中「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「本項を「この項」に、「同様とする」を「同じ」に、「同項を「前項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に、「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三百四十九條の五第一項中「本項を「この項」に、「総称するを「いう」に、「こえる」を「超える」に、「本条及び」を「この条及び」に、「においては」を「には」に、「本条において」を「この項及び次項において」に、「が同表の下欄を「が同欄」に改め、「第三百四十九條の三の下に」に、「第三百四十九條の三の四を加え、あわせて」を「合せて」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「翌年度（以下本条を「翌年度（次号）に、「新設大規模償却資産（以下本条を「新設大規模償却資産（次項及び第四項に改め、同項第二号中「第二適用年度の翌年度（以下本条を「第二適用年度の翌年度（以下本条を「第三適用年度の翌年度（以下本条を「第三適用年度の翌年度（次号）に、「新設大規模償却資産（以下本条を「新設大規模償却資産（次項及び第四項に改め、同項第三号中「翌年度（以下本条を「翌年度（以下この号）に、「新設大規模償却資産（以下本条を「新設大規模償却資産（次項及び第四項に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「前四項を「前各項」に改める。

第三百五十二條第一項を次のように改める。

区分所有に係る家屋に對して課する固定資産税については、当該区分所有に係る家屋の建物の区分所有等に関する法律第二條第三項に規定する専有部分（以下この条及び次条において「専有部分」という。）に係る同法第二條第二項に規定する区分所有者（以下固定資産税について「区分所有者」という。）は、第十條の二第二項の規定にかかわらず、当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税額を同法第十四條第一項から第三項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定める事項について著しい差違がある場合により当該割合を補正した割合）により按分した額を、当該各区分所有者の当該区

分所有に係る家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

第三百五十二條第二項中「前項の場合又は区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合においては」を削り、「家屋の共用部分」を「家屋の建物の区分所有等に関する法律第二條第四項に規定する共用部分（以下この項及び次条において「共用部分」という。）に、「建物の区分所有等に関する法律第十一條第一項ただし書の共用部分」を「同法第三條に規定する一部共用部分」に、「同項ただし書を「同法第十一條第一項ただし書」に、「前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一號）第二十條第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項において「居住用超高層建築物」という。）に對して課する固定資産税については、当該居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、第十條の二第二項及び前項の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に對する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）により按分した額を、当該各区分所有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負う。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三條に規定する一部共用部分（附屬の建物

であるものを除く。で床面積を有するものを所有する場合に、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第三百五十二条の二第一項中「本項」を「この項」に、「においては」を「には」に、「によつてあん分した」を「により按分した」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては、前条第二項」を「前二項」に、「次条第三項」に、「前項の規定」を「前二項」に、「次条第一項の規定」を「次条第一項」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「においては」を「には」に、「によつてあん分した」を「により按分した」に改め、同条第五項中「あん分する」を「按分する」に、「によつて当該」を「により当該」に、「条例の」を「条例で」に、「あん分の」を「按分の」に、「によつてあん分した」を「により按分した」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に、「においては」を「には」に、「あん分する」を「按分する」に、「によつて当該」を「により当該」に、「条例の」を「条例で」に、「あん分の」を「按分の」に、「によつてあん分した」を「により按分した」に改める。

第三百五十二条の二の次に次の一条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額)

第三百五十二条の三 市町村は、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に当該震災等の発生した日から被災年の翌年の三月三十一日から起算し

て四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る固定資産税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)の二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

第三百六十四条第三項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に、「又は第三百四十九条の三の二を」を「第三百四十九条の三の二を」に、「によつて」を「により」に、「本条」を「この条及び次条第一項」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に、「本項」を「この項」に、「においては」を「には」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三百八十一条第一項中「によつて」を「により」に、「にあつては、当該各項」を「には、これら」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては、当該各項」を「には、これら」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に、「又は第三百四十九条の三の二を」を「第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「課する場合においては」を「課する場合には」に、「によつて」を「により」に改める。

第三百八十九条第一項中「とする」及び「前条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「又は第三百四十九条の三の二を」を「第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「前条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第三百九十六条の四第二項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第四項及び第五項中「第三百八十八条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に改め、「同項の」を削る。

第五百八十六条第二項第一号の二中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同法第二条第二項に規定する工業等」を「同条第一項に規定する実施計画に定められた同条第二項第二号に規定する導入すべき産業の業種に属する事業」に、「事業」を「もの」に改め、同条第十九号中「(昭和二十五年法律第二百一十一号)」を削る。

第七百二条の四の次に次の一条を加える。
(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋

等に対する都市計画税の減額)

第七百二条の四の二 市町村は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「震災等」という)により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に当該震災等の発生した日から同日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の都市計画税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る都市計画税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者(建物の区分所有者等をいう)又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)の二分の一に相当する額を当該家屋に係る都市計画税額から減額するものとする。

第七百三十七条第一項中「に対する」を「(以下この条及び次条において「指定都市」という)に對する」に、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の」を「指定都市の」に、「においては」を「には」に、「定を」を「定めを」に改め、同

条第二項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

第七百三十七条の次に次の一条を加える。
(指定都市の指定があつた場合等の道府県民税及び市町村民税の特例)

第七百三十七条の二 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

2 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該市町村の区域内に住所を有した者とみなす。

第七百四十条中「本節をこの節に」、「本条」を「この条に」、「外」を「ほか」に、「又は第三百四十九条の三を」、「第三百四十九条の三又は第三百四十九条の四の二に」、「によつて」を「より」に、「こゝを」を「こゝを」に改める。

附則第四条第一項第一号中「までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号を」(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第一条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号に改め、「取得」という。)の下に「をすることが困難となつ

た場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(同号の税務署長の承認を受けたときを含む)は、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十四項において「取得期限」という。までの間に、買換資産の取得を加え、同条第十四項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」を「取得期限まで」に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限又は同日」に改める。

附則第五条第一項第一号中「百分の一・二の下に」(「当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六」を、「百分の〇・六の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八」を加え、同項第二号中「百分の〇・六の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八」を、「百分の〇・三の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四」を加え、同項第三号中「百分の〇・三の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四」を、「百分の〇・一五」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七)を加え、同条第三項第一号中「百分の一・六の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・二四」を、「百分の〇・八の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二」)を加え、同項第二号中「百分の〇・八の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二」)を、「百分の〇・四の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・

五六」を加え、同項第三号中「百分の〇・四の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六」を、「百分の〇・一二の下に」(「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八」を加える。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第五条の四の二第二項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)を、「三万九千円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは」を「場合における」に改め、「百分の二・八」との下に「百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とを加え、同条第六項中「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を、「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を、「五万八千五百円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円)を加え、同条第七項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「ときは」を「場合における」に改め、「百分の四・二」との下に「百分の四」とあるのは「百分の五・六」とを、「八万九千九百円」との下に「七万八千円」とあるのは「十萬九千二百円」とを加える。

附則第五条の五第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)を加え、同条第二項中「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を加える。

都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を加える。

附則第六条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三)を加え、同条第四項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第五項第一号中「百分の〇・九」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・二)を加える。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。
(分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付)

第七条の四 指定都市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る第五十条の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「第四十二条の四第三項若しくは第四項」を「第四十二条の四第六項」に改め、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「及び第六十八条の十五の五」を「及び第六十八条の十五の六」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「及び第四十二条の十二の五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第五項から第七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第四項中「から」を削り、「第六十八條の十四の二」を「第六十八條の十四の三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第四十二条の十一の第二項」を「第四十二条の十一の三第二項」に改める。

第十九項中「ものを」を「金額を」に改め、同条に次の二項を加える。

20 株式会社社民間資金等活用事業推進機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項にお

いて「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

21 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第五十五条の三第三項に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者又は同項第九号に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における第七十二条の

十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二中「同条第七項中『第一項から第三項まで』とあるのは『第一項 附則第九条

の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。及び

第二項並びに第三項(附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。と、同条第八項中「前項」とあるのは「前項(附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。と」を削り、「年八百万円(当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。以下の部分の金額と年八百万円」とあるのは「年十億円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二の規定により読み替えて適用した金額。以下この項において同じ。以下の部分の金額と年十億円」とあるのは「年十億円」とあるのは「第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「年八百万円」とあるのは「年十億円」と、「もの又は同条第二項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるもの」とあるのは「もの」と、「同項第一号又は第三号に掲げる」とあるのは「当該」に改める。

附則第九条の二の二第一項中第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の「を」第七十二条の四十八第三項に規定する「に」改め、同条第二項中「若しくは第七十二条の二十八」を「又は第七十二条の二十八」に、「申告書」を「申告書(前項の規定により控除を受ける金額を増加させるに改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合に、当該修正申告書又は更正請求書を含む。を」、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第九条の二の三及び第九の三を削り、附則第九条の三の二を附則第九条の三とする。附則第十条第一項及び第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「なされた」を「行われた」に改める。

日」に、「なされた」を「行われた」に改める。

附則第十一条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「第三百八十八条第一項の」を削り、同条第二項中「第三百八十八条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第十四項」を「第十三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「若しくは漁業近代化資金融通法昭和四十四年法律第五十二号」第二第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるもの」を削り、「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項及び第十三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二を削る。

附則第十二条の二の二第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の四第一項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。

イ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条、次条及び附則第十二条の二の四において同じ。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるものに適合するもの。道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車(以下この号において「天然ガス自動車」で総務省令で定めるもの)。

附則第十二条の二の二第二項第三号中「附則第十二条の二の五」を「附則第十二条の二の四」に、「同条第一項」を「同条第一項第三号」に改め、同項第四号中「次条及び附則第十二条の二の五」を「次条及び附則第十二条の二の四」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号、次条及び附則第十二条の二の四において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第四号イ(2)を削り、同号イ(3)中「この項、次条及び附則第十二条の二の五」を「この条から附則第十二条の二の五まで」に、「この号及び附則第十二条の二の五」を「この号及び附則第十二条の二の四」に、「(次条及び附則第十二条の二の五)」を「(次条及び附則第十二条の二の四)」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

一を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第四号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「附則第十二条の二の五を」附則第十二条の二の四に改め、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第四号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同項第五号イ中「により」の下に「平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同法第四十一条の規定により」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第五号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定

により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(次条において「平成二十八年軽油重中量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第五号ニを削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次の一号を加える。

五 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるものイ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定に

より平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二を附則第十二条の二とする。

附則第十二条の二の第三項中「ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「前三項又は附則第十二条の二の五第六項から第十一項を」第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率率が平成二十七年

度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるものイ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の第三項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項又は附則第十二条の二の五第六項から第十一項を」第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十

二項に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号イを削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の三第四項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の三第四項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び

び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の三第四項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の三第四項第二号二及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前項又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の三第三項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準

に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の三第三項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の三第三項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の三第三項第二号二及びホを削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附

則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年 度基準エネルギー消費効率に百分の百 十を乗じて得た数値以上であること。 二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも 該当する乗用車で総務省令で定めるもの イ 次のいずれかに該当すること。 (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に 適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成三十年石油ガス軽中量車基準に定 める窒素酸化物の値の二分の一を超え ないこと。 (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に 適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成十七年石油ガス軽中量車基準に定 める窒素酸化物の値の四分の一を超え ないこと。	り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号イ とし、同号ニ(1)を次のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の四分の 三を超えないこと。 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。	を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次 の一項を加える。 4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受 けるものの取得(前二項又は附則第十二条の 二の四第六項から第十二項までの規定の適用 がある場合の自動車の取得を除く。)に対して 課する自動車取得税の税率は、当該取得が平 成三十年三月三十一日までに行われたときに 限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわ らず、当該取得についてこの項の規定の適用 がないものとした場合に適用されるべき同条 又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて 得た率とする。 一次に掲げるガソリン自動車 イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当す るもので総務省令で定めるもの (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の四分の 一を超えないこと。	一を超えないこと。 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の四分の 一を超えないこと。 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年 度基準エネルギー消費効率に百分の百 十五を乗じて得た数値以上であるこ と。
ロ エネルギー消費効率が平成三十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百十 を乗じて得た数値以上であること。 附則第十二条の二の三第二項中「附則十二 条の二の五第六項から第十一項を」前項又は附 則第十二条の二の四第六項から第十二項に、 「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三 月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の 二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号イ 及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の四分の 一を超えないこと。	附則第十二条の二の三第二項第二号イ(2)を削 り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ロ とし、同項第二号イ(1)を次のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適 合すること。 (ii) 平成三十一年軽油軽中量車基準に 適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子 状物質の排出量が平成三十一年軽油 軽中量車基準に定める窒素酸化物及 び粒子状物質の値の十分の九を超え ないこと。	附則第十二条の二の三第二項第二号イ(2)を削 り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・ 五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次 のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成二十八年軽油重中量車基準に適 合すること。 (ii) 平成二十一年軽油重中量車基準に適 合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状 物質の排出量が平成二十一年軽油重 中量車基準に定める窒素酸化物及び粒 子状物質の値の十分の九を超えない こと。	ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又 はトラックのうち、次のいずれにも該当 するもので総務省令で定めるもの (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。 (2) エネルギー消費効率が平成三十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百 二十を乗じて得た数値以上であるこ と。
附則第十二条の二の三第二項第一号ハ(2)を削 り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号イ とし、同号ニ(1)を次のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の四分の 一を超えないこと。	附則第十二条の二の三第二項第二号イ(2)を削 り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・ 五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次 のように改める。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成二十八年軽油重中量車基準に適 合すること。 (ii) 平成二十一年軽油重中量車基準に適 合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状 物質の排出量が平成二十一年軽油重 中量車基準に定める窒素酸化物及び粒 子状物質の値の十分の九を超えない こと。	ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又 はトラックのうち、次のいずれにも該当 するもので総務省令で定めるもの (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準 に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成三十年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の二分の 一を超えないこと。 (2) エネルギー消費効率が平成三十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百 二十を乗じて得た数値以上であるこ と。	2 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン 以下のバス又はトラックであつて、次のいづ れにも該当するもので総務省令で定めるもの に限る。)であつて新規登録等を受けるものの 取得(附則第十二条の二の四第六項から第十 二項までの規定の適用がある場合の自動車の 取得を除く。)に対して課する自動車取得税の 税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百十九条及び 前項の規定にかかわらず、当該取得について この項の規定の適用がないものとした場合に

一 附則第十二条の二の二第二項又は第三項

一次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第二号中「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十号中「前項第四号に」を「次に」、「当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日」を「第一号に掲げるトラックにあつては

一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日に改め、同項に次の各号を加える。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の五第十一項中「平成二十九年三月三十一日(第五号)を」平成三十一年三月三十一日(第四号)に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初めて

新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の五を附則第十二条の二の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)
第十二条の二の五 道府県知事は、自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が付則第十二条の二第二項、第十二条の二の二第二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき附則第十二条の二第二項、第十二条の二の二第二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「非課税対象車等」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第百二十二条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国

土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定(第百三十二条及び第百三十三条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における第百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車取得税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の二の七第六項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十二条の二の七第五項」の下に「又は第六項を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中」において「を」には、前項の規定の適用があるときを除き「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項(第三号に係る部分に限る。)並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さ

ないものとする。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第六条第一項(同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)第五条第七項において準用する場合を含む。)

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)第七条第一項(同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。)

附則第十二条の三第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第五項」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この項及び次項」を「この条及び次条」に改め、「定められたもの」の下に「(第五項及び第六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)を、「もの(次項)の下に」から第六項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。第五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「(第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第百四十七条第

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

もの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

エネルギー消費効率が平成三十二年度基準
エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得
た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排
出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の
二分の一を超えないもので総務省令で定める
もの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒
素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない
もので総務省令で定めるもの（前項の規定の
適用を受ける自動車を除く。）に対する第四百
七条第一項及び第二項の規定の適用につい
ては、当該自動車が平成二十九年四月一日か
ら平成三十年三月三十一日までの間に新車新
規登録を受けた場合には平成三十年度分の自
動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月
一日から平成三十一年三月三十一日までの間
に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年
度度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄
に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

則則第十二条の三の次に次の一条を加える。

自動車税の賦課徴収の特例

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に關し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率について、の基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定

めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百四十九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般継承人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定第百五十二条から第百五十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第六十三條第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第六十三條第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長とされた納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する

規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め
る。

附則第十五条第二項第二号中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二條の四第二項」を「第四十二條の四第三項」に、第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「総務省令で定めるもの」に水素を「内燃機関を有しないものに水素」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日かから平成二十九年三月三十一日までの間に」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に」に政府の補助で総務省令で定める

ものを受けて」に改め、同条第十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「高齢者、身体障害者等」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「の価格を」に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては、五分の三」を「五分の二」に改め、同項ただし書中「五分の三」に改め、同条第二十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「の規定により」の下に「同条第二十

二項に規定する」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第四十三項」を「第四十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項第一号イ中「第六条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けた」を「第二十五条第五項に規定する認定発電設備(以下この項において「認定発電設備」という。)である」に改め、同号ロ及び同項第二号中「認定を受けた」を「認定発電設備である」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第二号の二第一項」を「第二号の二第三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「国土交通大臣又は国土交通大臣若しくは」に改め、「洪水浸水想定区域」の下に、「同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定する同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域」を、「あるものに限る」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、「洪水時」の下に「雨水出水時又は高潮時」を加え、「(水防法)」を「(同法)」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を削

り、同条第四十一項を第三十八項とし、第四十二項から第四十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、「に該当する機械及び装置」の下に「工具、器具及び備品並びに建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))を除く。」(以下この項において「機械装置等」という。))を加え、「機械及び装置」を「機械装置等」に、「機械及び装置」を「機械装置等」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「補助開始対象期間」という。)に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち当該政府の補助に係るもの(以下この項において「特定事業所内保育施設」という。)の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日(以下この項において「補助開始日」という。)の属する年の翌年の一月一日(補助開始日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分(その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開

始日が一月一日である場合における同日)を賦課期日とする年度分に限る。)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合(当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。)が都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日(当該設置した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第二項中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に、「第三十五項」を「第三十四項」に改める。

附則第十五条の三中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に改める。

附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

(附則第十五条から前条までの規定の適用を

受ける償却資産に関する読替え)

第十五条の三の二 附則第十五条から前条までの規定の適用を受ける償却資産について第三百四十九条の三の四の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

附則第十五条の四中「前三条」を「附則第十五条から第十五条の三まで」に改める。

附則第十五条の五中「第十五条の三」を「第十五条の三の二」に改める。

附則第十五条の六第一項中「専有部分のうち」を「建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分(以下この条から附則第十五条の九の二までにおいて「専有部分」という。)のうち」に、「次条、」を「次条並びに」に、「附則第十五条の九第一項」を「第五項、第十五条の九第一項並びに第十五条の九の二第一項」に改める。

附則第十五条の七第一項中「この条」の下に「及び附則第十五条の九の二」を加える。

附則第十五条の八第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「に」において「を」には「に」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る貸家住宅にあつてはこ

の項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有者に係る貸家住宅以外の貸家住宅専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百七条第三号に規定する施行区域）内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算

定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第十五条の九第一項中「のうち」を「のうち、」に、「この項及び次項並びに次条第一項及び第二項」を「この条から附則第十五条の十まで」に、「もので」を「ものであつて、」に改め、「」については「の下に」、次条第一項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除き」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に、「第七号」を「第三号」に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物を「第五号第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物 同法第七号第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。」に改め、同条第四項中「この条」の下に「及び次条」を、「第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第四項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第五項中「対して第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第五項」を、「第三百五十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第九項中「第十一項まで」の下に「及び次条第四項から第六項まで」を、「第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第四項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第十項中「対して第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第五項」を、「第三百五十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第十五条の九の次に次の一条を加える。
(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に

対する固定資産税の減額

第十五条の九の二 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅（政令で定めるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に該当することとなつたもの（以下この項から第三項までにおいて「特定耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有者に係る特定耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有者に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。以下この項において「特例適用対象税額」という。）の三分の二に相当する額（当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の三分の二に相当する額とし、当該耐震改修が完

了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の二分の一に相当する額とする。）を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があることを認めるときは、当該申告書に係る特定耐震基準適合住宅につき第一項の規定を適用することができる。

4 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅（区分所有者に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この条において「特定熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅その他の政令で定める特定熱損失防止改修住宅にあつては、この項の規

定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの(以下この条において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。)の区分所有者が当該特定熱損失防止改修住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6 前二項の規定は、特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める

書類を添付して、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。

附則第十五条の十第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「にあつては、」を「には、」に改める。

附則第十五条の十の次に次の一条を加える。

(附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋に関する読替え)

第十五条の十一 附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋について第三百五十二条の三の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「固定資産税額」とあるのは、「固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この条において同じ。)」とする。

附則第十六条中「前条」を「第十五条の十」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成二十八年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十九年改正前の地方税法」という。))に改め、同号口の表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成二十八年度分の固定

資産税について平成二十九年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項中「第五項の下に」、「第三百九十六条の第四項及び第五項並びに第四百三条第一項」を加え、「前条第一項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改め、同表第三百九十六条の第四項及び第五項の項及び第四百三条第一項の項を削り、同表第四百九条第一項及び第四百二十二条の二第一項の項中「第三百八十八条第一項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改め、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十六項の下に」、「第四十二項、第四十四項」を加え、附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項中「第五項の下に」、「第三百九十六条の第四項及び第五項、第四百三条第一項、第四百九条第一項並びに第四百二十二条の二第二項」を加え、「前条第一項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改め、同表第三百九十六条の第四項及び第五項の項及び第四百二十三項、第二十三項、第二十六項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第四十九条第一項及び第四百二十二条の二第二項」を加え、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十六項の下に」、「第四十二項、第四十四項」を加える。

附則第十八条第二項及び第三項中「にあつては、」を「には、」に改め、同条第六項第二号中「掲げる額」を「次に定める額」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「附則第十七条の二第二項」に、「によつて」を「により」に、「に掲げる額」を「次に定める額」に改め、同項第四号中「前条第一項」を「附則第十七条の二第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号口及び第四項

第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第二号イ中「について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加え、同号口中「平成二十八年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号口及び第四項第三号口中「固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二項第二号イ中「について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加え、同号口中「について」第三百四十九条の三(第二十項)を「について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十九項)」に改め、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の七第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

附則第三十条第一項中「第三項第一号」の下に「及び第六項第一号」を加え、「同項第二号」を「第三項第二号及び第六項第二号」に改め、同条第三項第二号中「次項」を「以下この条に改め、この号の下に及び第六項第二号」を加え、同条第四項中「次項」を「以下この条第六項を除く。」に改め、同項第一号中「この項及び次項」を「この条及び次項」に、「(次項)を」を「(以下この条に、次号及び次項を以下この条に改め、同項第二号中「次項」を「以下この条に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項の表中「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の

次に次の三項を加える。

6 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めらるるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

7 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギー消費効率率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法

第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次号及び次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。)の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

8 次に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第五項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギー消費効率率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

度 四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第三十条の次に次の一条を加える。
(軽自動車税の賦課徴収の特例)
第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車が前条第三項から第八項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第三項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第四百四十五条第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した

者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に關する規定(第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第四百五十五条第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは、「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは、「七年間」と、第四百五十五条第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下軽自動車税について同様とする」とあるのは、「附則第三十条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の四第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。
附則第三十三条の見出し中「のうち資産割を削り、同条第一項から第四項までの規定中」平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

を有する場合には、百分の一・八」を加え、同条第三項中、「百分の二」を「百分の二」と、百分の一・八」とあるのは「百分の二」に改め、

第八款 犯則取締り(第三百三十

を削り、「第四百三十六条」を「第四百四十一条」に改め、「第七款 犯則取締

第

「差」を「差押え」に改め、同項第二号中「差
う事業に対する」を加える。

を「差押えを」に改め、同条第六項中
先」に改める。

た」に改め、同条第八項中「差し押えた」節を加える。

第十六節 犯則事件の調査及び処分

「差押」を「差押え」に改め、同条第十項中（質問、検査又は領置等）

の報告を求めることができる。

搜索又は差押え等)

一条の四 当該徴税吏員は、犯則事件を

証拠物若しくは没収すべき物件と思料す

報処理の用に供されるものをいう。以下

制させた上、当該記録媒体を差し押さえる

ことができる。ただし、参考人の身体、

えるべき物件の存在を認めるに足りる状

算機であるときは、当該電子計算機に

的記録を保管するために使用されてい

録媒体を差し押さえることができる。

要するときは、臨検すべき物件若しくは

分をすることができる。

る資料を提供しなければならない。

物件若しくは場所、差し押さえる

効期間、その期間経過後は執行に着手

交付の年月日及び裁判所名を記載

付しなければならない。

場合においては、許可状に、前項に規

算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

7 当該徴税吏員は、許可状をその所属する地方団体の他の当該徴税吏員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

(通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第二十二条の五 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 当該徴税吏員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係るものと認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 当該徴税吏員は、前二項の規定による処分をした場合には、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知により犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二十二条の六 当該徴税吏員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定め、これを消去しないよう、書面で求めるこ

とができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めらるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 当該徴税吏員は、前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 当該徴税吏員は、第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)

第二十二条の七 当該徴税吏員は、間接地方税(軽油引取税その他の政令で定める地方税をいう。以下この節において同じ。)に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二十二条の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 当該徴税吏員は、間接地方税に関する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二十二条の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

第二十二条の八 当該徴税吏員は、差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、搜索又は差押え等の際しての必要な処分)

第二十二条の九 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二十二条の十 当該徴税吏員は、臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

(許可状の提示)

第二十二条の十一 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状を、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第二十二条の十二 当該徴税吏員は、この款の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の

請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(警察官の援助)

第二十二条の十三 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

(所有者等の立会い)

第二十二条の十四 当該徴税吏員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所での臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。)

2 当該徴税吏員は、前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体(当該徴税吏員の所属する地方団体を除く。)の職員を立ち会わせなければならない。

3 当該徴税吏員は、第二十二条の七の規定により臨検、搜索又は差押えをする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 当該徴税吏員は、女子の身体について搜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(領置記録等の作成等)

第二十二条の十五 当該徴税吏員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第二十二条の八の規定による処分を受けた者を含む。又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。)

(領置物件等の処置)

第二十二條の十六 当該徴税吏員は、運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を、その所有者又は所持者その他当該徴税吏員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 地方団体の長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。(領置物件等の還付等)

第二十二條の十七 当該徴税吏員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 地方団体の長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、これらの物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する。(移転した上で差し押さえた記録媒体の交付等)

第二十二條の十八 当該徴税吏員は、第二十二條の八の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付

し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。(鑑定等の嘱託)

第二十二條の十九 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の当該徴税吏員の所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、当該徴税吏員がしなければならない。

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名、法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限) 第二十二條の二十 当該徴税吏員は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がな

ければ、日没から日出までの間には、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしてはならない。ただし、第二十二條の七の規定により処分をする場合及び軽油引取税その他の政令で定める地方税について夜間でも公衆が出入りすることができるところでその公開した時間内にこれらの処分をする場合は、この限りでない。

2 当該徴税吏員は、必要があると認めるときは、日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えを、日没後まで継続することができる。(処分中の出入りの禁止)

第二十二條の二十一 当該徴税吏員は、この款の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

第二十二條の二十二 当該徴税吏員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。(捜索証明書の交付)

第二十二條の二十三 当該徴税吏員は、捜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調書の作成)

第二十二條の二十四 当該徴税吏員は、この款の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者ととともにこれに署名押印しなければならない

い。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 当該徴税吏員は、この款の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 当該徴税吏員は、この款の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。(他の地方団体の長への調査の嘱託)

第二十二條の二十五 地方団体の長は、その地方団体の区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の地方団体の長に嘱託することができる。

第二款 犯則事件の処分

(間接地方税以外の地方税に関する犯則事件についての告発)

第二十二條の二十六 当該徴税吏員は、間接地方税以外の地方税に関する犯則事件の調査により犯則があると認料するときは、検察官に告発しなければならない。

(間接地方税に関する犯則事件についての報告等)

第二十二條の二十七 当該徴税吏員は、間接地方税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果をその所属する地方団体の長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。

三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

(間接地方税に関する犯則事件についての通

第二十二條の二十八、地方団体の長は、間接地

2 地方団体の長は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに検察官に告発しなければならない。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

4 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし

(間接地方税に関する犯則事件についての通告処分不履行)

犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

(檢察官への引継ぎ)

第二十二條の二十六の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第二十二條の二十四各項に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は

前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第二十二條の十六第一項の規定による保管に係るものである場合には、同項の規定により引き継ぐとともに、その旨を保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

前二項の規定により留置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検

第一項の告発は、取り消すことができない。

第二十三條第一項第七号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

第二十三条第二項中「控除対象配偶者」を「同居生計配偶者」に改める。

第三十四条第一項中「のいづれかに掲げる者」を「に掲げる者のいづれか」に、「においては」を

には「に」に改め、同項第一号ハ中「すべて」を「それぞれイ」に改め、同第五号中「それぞれイ」を「それぞれイ」に改め、同号イ中「場合 次に掲げる場合の区分に応じ、「に」に改め、同号イ(1)中「応じ」を「応じ」と改め、同号イ(2)中「応じ」を「前年」に改め、同号イ(2)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(3)及び同号ロ(1)中「同」中「応じ」を「応じ」、「に」に改め、同号ロ(1)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ中「場合 次に掲げる場合の区分に応じ」を「場合 次に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同号ハ(1)中「応じ」を

十 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

口 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円)

第三十四条第一項第十号の二中、他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに「を」を削り、「除くものとし」を「除き」に、「七十六万円未満」を「百二十三万円以下」に改め、「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの」を

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者

得があつた」に改め、同項ただし書中「において

は「を」には「に」、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「において」を「に」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「において」を「に」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例によつて算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は」を「又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この項及び次項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「において」を「に」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例によつて算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十條第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有

部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合）に、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第七十三条の二十七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第七十三条の二第八項及び第九項」を「第七十三条の二第九項及び第十項」に改める。

第七十三条の二十七の四第五項中「第七十三条の二第八項及び第九項」を「第七十三条の二第九項及び第十項」に改める。

第七十三条の三十九及び第七十三条の四十並びに第二章第四節第五款を削る。

第二章第五節第四款を削る。

第七十五条の二中「においては」を「に」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第二章第六節第四款を削り、同節第三款中第九十六條の次に次のように加える。

第九十七條から第百二條まで 削除

第二章第六節第五款の款名中「交付」を「市町村に対する交付」に改める。

第百三条の見出しを削る。

第二章第六節第五款を同節第四款とする。

第二章第七節第五款を削り、同節第四款中第百三十八條の次に次のように加える。

第百三十九條から第百四十二條まで 削除

第二章第七節第六款を同節第五款とする。

第二章第七節の二第四款を削り、同節第三款中第百四十四條の五十三の次に次のように加える。

第百四十四條の五十四から第百四十四條の五十九まで 削除

第二章第七節の二第五款を同節第四款とする。

第百七十七條から第百七十七條までを次のように改める。

第百七十七條から第百七十七條まで 削除

第百七十七條から第百七十七條まで及び第二章第十節を削り、同章第九節中第二百二條の次に次のように加える。

第二百二條から第二百五十八條まで 削除

第二章第十一節を同章第十節とする。

第二百九十二條第一項第七号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である市町村民税の納税義務者の配偶者をいう。

第二百九十二條第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第二百九十四條の二第二項中、第六款及び第八款を「及び第六款」に改め、同条第五項中「においては」を「に」に改める。

第三百一十一條中「左の各号の一」を「次の各号に掲げる者のいずれかに」に、「においては」を「に」に、「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同条第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第三百一十四條の二第二項中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれかに」に、「においては」を「に」に改め、同項第一号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同号イ中「場合」に掲げる場合の区分に応じ、同号イ(1)中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ(1)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(2)中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ(2)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(3)及びロ中「応じ」を「応じ」に改め、同号ロ(1)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ中「場合」に掲げる場合の区分に応じ、同号ハ(1)中「応じ」を「応じ」に改め、同号ハ(1)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(2)中「応じ」を「応じ」に改め、同号ハ(2)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(3)中「応じ」を「応じ」に改め、同項第五号の三中「てん補する」を「填補する」に、「同年」を「前年」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 三十三万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百十四条の六第一号イにおいて同じ。)である場合には、三十八万円)

ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円)

第三百十四条の二第二項第十号の二中「他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに」を削り、「除くものとしを」を除き、「七十六万円未満」を「百二十三万円以下」に改め、「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるものを削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が九百万円以下である配偶者 三十三万円

(2) 前年の合計所得金額が九百万円を超え百二十万円以下である配偶者 三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万円を超え部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数

倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者 三万円

ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額(当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額(当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

第三百十四条の二第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第七項中「よつて」を「により」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条第六号イ中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「の控除対象配偶者」の下に「若しくはその他の同一生計配偶者」を加え、「において」を「には」に改め、同条ただし書中「において」を「には」に改め、同条第十一項中「同年」を「前年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第十三項中「よつて」を「により」に改める。

第三百十四条の六第一号イの表(1)の項及び(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項(1)中「五万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十

万円を超え千万円以下である場合には二万円)」を加え、同項(1)中「十万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には三万円)」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるものを削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に改め、同項(1)中「五万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円)」を加え、同項(1)中「三万円」の下に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には一万円)」を加える。

第三章第一節第七款及び第八款を削り、同節第六款中第三百三十四条の次に次のように加える。

第三百三十五条から第三百四十条まで 削除
第三百五十二條第二項中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

第三章第二節第七款を削り、同節第六款中第四百三十六條の次に次のように加える。

第四百三十七條から第四百四十一條まで 削除
第三章第四節第四款を削り、同節第三款中第四百八十五條の五の次に次のように加える。

第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで 削除
第三章第四節第五款の款名中「交付」を「道府県に対する交付」に改める。

第四百八十五條の十三の見出しを削り、同条第一項中「都道府県」を「道府県」に改める。

第三章第四節第五款を同節第四款とする。
第四百八十五條の十四の見出しを削る。

第三章第四節第六款を同節第五款とする。
第五百四十四條から第五百五十條までを次のように改める。

第五百四十四條から第五百五十條まで 削除

第五百八十五條第五項中「第七十三條の第二十項及び第十一項」を「第七十三條の第二十項及び第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第五百八十七條の二第二項中「よつて」を「により」に改め、同項ただし書中「第七十三條の第二十一項」を「第七十三條の第二十二項」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第三章第八節第五款を削り、同節第四款中第六百十五條の次に次のように加える。

第六百十六條から第六百二十條まで 削除
第三章第八節第六款を同節第五款とする。

第七百條の五十二第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第七百一條の二十一から第七百一條の二十九までを次のように改める。

第七百一條の二十一から第七百一條の二十九まで 削除
第四章第五節第五款を削り、同節第四款中第七百一條の六十七の次に次のように加える。

第七百一條の六十八から第七百一條の七十二まで 削除
第四章第五節第六款を同節第五款とする。

第七百三條の四第一項から第四項までを次のように改める。

国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者(以下この節において「被保険者」と

いう。)である世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、国民健康保険税を課することができる。

一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。)

二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金(第三項第一号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。)の納付に要する費用

三 その他国民健康保険事業に要する費用

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

一 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険を行う市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号ヘ及び第二号ニにおいて同じ。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。)

二 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。)

三 介護納付金課税被保険者(被保険者のうち、介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者であるものをいう。以下この条において同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ。)

3 国民健康保険税の標準基礎課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という。は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療

養費の支給に要する費用の額の合算額

ロ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ハ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下ロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 国民健康保険法第七十五条の二第二項の国民健康保険給付費等交付金の額

ニ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(国民健康保険法七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

三 当該年度における第七百七十七条の規定による基礎課税額の減免の額の総額

4 標準基礎課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

第七百三十三条の四第五項中「前項の表の上欄を「前項各号」に、「被保険者である世帯主」を「当該納税義務者」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に、「第十五項及び第二十三項」を「以下この条」に、「按分して」を「按分して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、第八項本文、第九項及び第十項の規定に基づき前項の基礎課税額を算定するものとしたならば、当該基礎課税額が第十一項の規定に基づき定められる当該基礎課税額の限度額(第八項ただし書において「基礎課税限度額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎課税後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三十三条の四第七項中「を算定する場合においては」を「の算定については」に改め、同条第八項中「第四項」を「第四項第一号」に改め、「の額」の下に「(以下この条において「固定資産税額等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第五項、第六項本文、この項本文、次項及び第十項の規定に基づき第五項の基礎課税額を算定するものとしたならば、当該基礎課税額が基礎課税限度額を上回ることが確実であると見

込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三条の四第九項中「第四項を」第四項各号に改め、同条第十項第一号中「以下同じ」を「以下国民健康保険税について同じ」に、「第四項を」第四項第一号及び第二号に改め、同条第十二項及び第十三項を次のように改める。

12 国民健康保険税の標準後期高齢者支援金等課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合)には、その減額することとなる額を含む。次項及び第十四項において「標準後期高齢者支援金等課税総額」というのは、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業

業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(国民健康保険法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く)の額

三 当該年度における第七百七条の規定による後期高齢者支援金等課税総額の減免の額の総額

13 標準後期高齢者支援金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

第七百三条の四第十四項中「前項の表の上欄を」前項各号に、「被保険者である世帯主」を「当該納税義務者に改め、同条第十五項中「第十三項を」第十三項各号に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第十七項及び第十八項の規定に基づき前項の後期高齢者支援金等課税総額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税総額が第十九項の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等課税額の限度額(次項ただし書において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。)を上回ることが事実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三条の四第十六項を次のように改める。

16 第十四項の資産割額は、第十三項第一号の資産割総額を固定資産税額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第十四項、前項本文、この項本文、次項及び第

十八項の規定に基づき第十四項の後期高齢者支援金等課税総額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税総額が後期高齢者支援金等課税限度額を上回ることが事実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三条の四第十七項中「第十三項を」第十三項各号に改め、同条第十八項第一号中「第十三項を」第十三項第一号及び第二号に改め、同条第二十項及び第二十一項を次のように改める。

20 国民健康保険税の標準介護納付金課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第二十二項において「標準介護納付金課税総額」というのは、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業

業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(国民健康保険法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く)の額

三 当該年度における第七百七条の規定による介護納付金課税総額の減免の額の総額

21 標準介護納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

第七百三条の四第二十二項中「前項の表の上欄を」前項各号に、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ)である世帯主及びそのを」である納税義務者及び納税義務者のに改め、同条第二十三項中「第二十一項を」第二十一項各号に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第二十五項及び第二十六項の規定に基づき前項の介護納付金課税総額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税総額が第二十七項の規定に基づき定められる当該介護納付金課税額の限度額(次項ただし書において「介護納付金課税限度額」という。)を上回ることが事実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三条の四第二十四項中「第二十一項を」第二十一項第一号に、「固定資産税額又は固

定資産税額又は固

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年
基準エネルギー消費効率に百分の百三十
を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項から第八項ま
での規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三
十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)
を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年
度基準エネルギー消費効率以上である
こと。

附則第十二条の二の四第一項中「平成三十年
三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」
に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五を
「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三
十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一
日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の
「第二項」を「附則第十二条の二の二第二項第一
号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二
年度基準エネルギー消費効率算定自動車に
限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当す
るもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に
適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガ
ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化
物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二
年度基準エネルギー消費効率に百分の百
九十五を乗じて得た数値以上であるこ
と。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラッ
クのうち、次のいずれにも該当するもの
で総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に
適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガ
ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二
年度基準エネルギー消費効率に百分の百
五十を乗じて得た数値以上であるこ
と。

附則第十二条の二の四第二項第三号を同項第
四号とし、同項第二号の次に次の一号を加え
る。

三 附則第十二条の二の二第二項第二号に掲
げる石油ガス自動車

附則第十二条の二の四第三項から第五項ま
での規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三
十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ(3)
中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め
る。

附則第三十一条第一項及び第二項中「第六款」
を「第五款」に改め、同条第三項中「本項」を「こ
の項」に、「第三章第八節第六款」を「第三章第八
節第五款」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第二十
三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条
の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二十四条の五
第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条
第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改
め、同条第七項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第二十
三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条
の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二百九十五
条第一項(第二号に係る部分に限る。)」に改
め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

附則第三十五条の二第四項第一号中「第二十
三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条
の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二百九十五
条第一項(第二号に係る部分に限る。)」に改
め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

一 項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条
第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改
め、同条第七項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

附則第三十四条第三項第一号中「第二十三
条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条の
五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二十四条の五
第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四
条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改
め、同条第六項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

附則第三十五条第四項第一号中「第二十三
条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条の
五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二十四条の五
第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四
条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改
め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

分に限る。)」に改める。

附則第三十五条の二第四項第一号中「第二十
三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条
の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の
二」を「に係る部分に限る。」、第二百九十五
条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四
条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改
め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一
項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一
項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五
条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二
百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」
に、「第三百十四条の二第二項第十号の二」を
「第三百十四条の二第二項(第十号の二に係る部
分に限る。)」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「非課税上
場株式等管理契約」という。の下に「又は同項
第四号に規定する非課税累積投資契約(以下こ
の条において「非課税累積投資契約」という。)
を、「規定する非課税口座内上場株式等」の下に
「(以下この条において「非課税口座内上場株式
等」という。)」を加え、「同条第五項第一号」を
「同法第三十七条の十四第五項第一号」に、「
以下この条を」。以下この項及び第四項に改
め、同条第二項中「非課税口座」を「同条第
五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下こ
の項及び第五項において「非課税管理勘定」とい
う。又は同条第五項第五号に規定する累積投資
勘定(以下この項及び第五項において「累積投資
勘定」という。))に改め、「非課税上場株式等管
理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、
「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又
は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の
取得をしたを」を取得した」に改め、同条第四
項中「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は
非課税累積投資契約」を加え、同条第五項中「
非課税口座」を「非課税管理勘定又は累積投資
勘定」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の

下に「又は非課税累積投資契約」を、「非課税口座内上場株式等の払出しがあつたの下に」非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改める。

附則第三十五条の三の第二項中、「未成年者口座を」と同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この条において「非課税管理勘定」という。)又は同項第四号に規定する継続管理勘定(以下この条において「継続管理勘定」という。)に改め、「の払出しがあつたの下に」非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改め、同条第三項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座(第八項において「他の保管口座」という。)又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改め、同条第七項中、「未成年者口座を」と、非課税管理勘定又は継続管理勘定に改め、「未成年者口座内上場株式等の払出しがあつたの下に」非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改め、同条第八項第二号中「租税特別措置法第三十七条の十四の第二項第一号に掲げる移管(同条第五項第二号へ(1))」を「他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管(租税特別措置法第三十七条の十四の第二項第二号へ(1))に改める。附則第三十五条の三の四第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第

一項」に改める。
附則第三十五条の四第二項第一号中「第二十三条第一項(第七号から第九号まで)」に、「第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。」、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改め、同条第五項第一号中「第二百九十二条第一項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一項(第七号から第九号まで)」に、「第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。))」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改める。
附則第三十八条を次のように改める。
第三十八条 当分の間、国民健康保険を行う国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している同項に規定する退職被保険者等所属市町村。次条において「退職者所属市町村」という。)における第七百三条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	標準基礎課税総額(
第三項第一号イ	被保険者
第三項第一号へ	の額
	一般被保険者(国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下この条において「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下この条において同じ。に係る標準基礎課税総額(
	一般被保険者
	の額(退職被保険者等に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の

第三項第二号二	国民健康保険法	額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を除く。)
第五項	基礎課税額	一般被保険者に係る基礎課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につきとする	一般被保険者につきとする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第六項及び第八項	被保険者	一般被保険者
第九項	基礎課税額を	一般被保険者に係る基礎課税額を
第十項第一号	被保険者の	一般被保険者の
第十一項	被保険者が属する	一般被保険者が属する
	の基礎課税額	又は附則第三十八条の二第一項の基礎課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と同条第一項の基礎課税額との合算額)
第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額(	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額(
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号ロ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
	当該	一般被保険者である

第十五項及び第十六項	被保険者	納税義務者の 一般被保険者につき とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の 後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)
第二十項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項	第十一項、第十四項、第十九項
	及びその世帯に属する被保険者 の世帯に属する被保険者(者)	一般被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者 当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者(者)
	第二十二項中	第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条において「退職者所属市町村」という。)」を「退職者所属市町村」に、「うち前条をうち同条に」、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の表の上欄を」第七百三条の四第四項各号に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項を」同条第四項各号に改め、同条第三項を次のように改める、同条第三

3 第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七

百三条の四第八項に規定する固定資産税額等(以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という。に、同条第四項第一号の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の表の上欄を」第七百三条の四第十三項各号に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項を」第七百三条の四第十三項各号に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額を」固定資産税額等に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項を」第七百三条の四第十三項第一号に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「その」を「当該納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。

附則第三十八条の三を次のように改める。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	
及び同法並びに	、同法
第二項第一号	介護納付金
第二項第二号及び	の納付に要する費用に
第十二項第一号	に

(航空機燃料譲与税法の一部改正)
第三条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中平成二十八年度を「平成三十一年度」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三

第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九条の二の第二項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七条第五項及び第七項並びに第四十六条(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第七十二条の六第二項及び第七十二条の二の二第八項の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定(同条第二項及び第四項に係る部分を除く。)並びに同法第七十二条の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一条第二項の改正規定並びに附

則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

三 第一條中地方税法第十一條の二、第三十五條第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項、第七十二條の五十七の二第二項、第七十二條の五十七の三第一項から第三項まで、第三百十四條の三第一項、第三百十四條の六、第三百十四條の七第一項及び第二項、第三百二十一條の七の十二第一項、第三百二十一條の七の十三並びに第七百三十七條第一項及び第二項の改正規定並びに同條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五條第一項及び第三項、第五條の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ、第五條の四の二、第五條の五、第六條第二項第一号及び第五項第一号、第二十九條の七第一項、第三十一條の四第一項、第三十三條の二第一項及び第五項第一号、第三十三條の三第一項第一号及び第五項第一号、第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第一項各号及び第四項各号、第三十四條の三第一項及び第三項、第三十五條、第三十五條の二第一項及び第五項、第三十五條の二の二第一項及び第五項、第三十五條の四第一項及び第四項並びに第四十五條第三項及び第六項の改正規定並びに次條並びに附則第五條第二項、第七條第八項及び第九項、第十五條第二項から第四項まで、第三十一條（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 昭和三十一年法律第四百四十四号）第八條第二項、第四項、第七項及び第九項の改正規定に限る。）、第三十三條第一項及び第三項、第三十七條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第四項、第六項、第十項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに第三十九條第一項及び第三項の規定 平成三十年一月一日

四 第二條（次号及び第六号に掲げる改正規定

を除く。）並びに附則第三條、第四條、第十條、第十二條、第二十條、第二十四條から第三十條まで、第三十二條（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一條から第四十五條まで及び第四十六條（地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定 平成三十年四月一日

五 第二條中地方税法第二十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第七十五條の二、第二百九十二條第一項及び第二項、第三百十一條、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表並びに第七百條の五十二第二項の改正規定並びに同法附則第三條の三、第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第二項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の二、第三十五條の三の三、第三十五條の三の四第二項並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第六條、第十六條、第三十二條（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三十四條、第三十八條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四十條の規定 平成三十一年一月一日

六 第二條中地方税法第七十二條の四十八第三項及び第九項の改正規定並びに附則第八條の規定 平成三十二年四月一日

七 第一條中地方税法第五百八十六條第二項第

一號の二の改正規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一號）の施行の日

八 第一條中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（同條第四十五項に係る部分に限る。）、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一號）の施行の日

九 第一條中地方税法第七十二條の百一十一第二項の改正規定 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

十 第一條中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第七項を除く。）の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）、及び同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第七項を除く。）の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）、並びに同法附則第八條第四項の改正規定（同項を同條第八項とする部分を除く。）、同條第三項の改正規定（同項を同條第七項とする部分を除く。）及び同條第二項を同條第三項とし、同項の次に三項を加える改正規定（同條第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに附則第五條第九項及び第十項並びに第十五條第八項及び第九項の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一號）の施行の日

十一 第一條中地方税法附則第九條に二項を加える改正規定（同條第二十一項に係る部分に限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一號）の施行の日

十二 第二條中地方税法附則第九條に二項を加える改正規定（同條第二十一項に係る部分に限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一號）の施行の日

となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（保全差押えに関する経過措置）

第三條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日前にされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「三十年旧法」という。）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第一號）以下「所得税法等改正法」という。）、第十條の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。以下「廃止前国税犯則取締法」という。）の規定による差押え又は領置は、同号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三十年新法」という。）、第十六條の四第一項の規定の適用については、三十年新法第一章第十六節第一款の規定による差押え又は領置とみなす。

（犯罪事件の処分に関する経過措置）

第四條 三十年新法第一章第十六節第二款の規定は、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日以後にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五條第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三十七條の二並びに附則第五條第一項、第五條の四の二第一項及び第四項、第五條の五第一項、第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項（各号に係る部分に限る。）、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項及び

第三項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四第一項並びに第四十五条第三項の規定は、平成三十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第十四項の規定は、道府県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である同号に規定する買換資産について適用し、道府県民税の納税義務者の第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

4 新法附則第七条の四の規定は、施行日以後に新法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる新法第三百二十八条の五第二項に規定する納期限が到来する新法第五十条の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第七条の四の規定の適用については、同条中「指定都市」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。の)」とする。

6 新法附則第三十四条の二第九項の規定は、道府県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下この項において「指定都市」という。)の区域を包括する都道府県は、当該指定都市に係る平成二十八年度分及び平成二十九年度分の道府県民税の所得割

(地方税法第五十条の二の規定により課する所得割を除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法第三十五条第一項に規定する標準税率に係る部分に限る。)に係る地方団体の徴収金の額(同年度又は平成三十九年度に当該都道府県に払い込まれる収入額のうち、政令で定めるものに限る。)の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に對し交付するものとする。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第二十三条第一項(第四号中所得税法等改正法第十二条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下この条及び附則第十五条において「新租税特別措置法」という。)第四十二条の十一の二及び第四十二条の十一の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八条第五項(新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 新法第二十三条第一項(第四号の三中新租税特別措置法第六十八条の十四の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八条第六項(新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

11 法人又は連結親法人(所得税法等改正法第二十条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び附則第十五条第十項において「新法人税法」という。))第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。同項において同じ。若しくは連結子法人(同条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。同項において同じ。)が、施行日前一年以内に終了した事業年度又は連結事業年度の所得又は連結所得に対する法人税につき、所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項、所得税法等改正法附則第二十六条の規定により読み替えて適用される新法人税

法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九条の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十条の十三第三十一項において準用する同条第一項の規定により法人税の還付を受けた場合には、新法人税法第八十条、第八十一条の三十一又は第八十条の十三の規定により法人税の還付を受けたものとみなして、新法第五十三條第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項		事業年度(同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)	事業年度
第十二項第一号	法人税法第八十条	同法第八十条又は第四百四十四条の十三	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)附則第二十二條の規定により読み替えられた所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法(以下この項及び次項において「新法人税法」という。))第八十条第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九条の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四条の十三第三十一項において準用する同条第一項
第十二項第二号及び第三号	法人税法第四百四十四条の十三		所得税法等改正法附則第二十九条の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四条の十三第三十一項において準用する同条第一項

第十三項	同法	法人税法 事業年度（ 事業年度（法人税法第八十条 第五項又は第四百四十四の十 三第十一項に規定する中間期 間を含む。）
	同法第八十条又は第四百四十四 条の十三	所得税法等改正法附則第二十二 条の規定により読み替えられた 新法人税法第八十条第五項に おいて準用する同条第一項又は 所得税法等改正法附則第二十九 条の規定により読み替えられた 新法人税法第四百四十四の十 三第十一項において準用する同 条第一項
第十三項第二号	（同法）	（法人税法）
	法人税法第四百四十四条の十三 （第一項第一号）	所得税法等改正法附則第二十九 条の規定により読み替えられた 新法人税法第四百四十四の十 三第十一項において準用する同 条第一号
第十五項	（同法）	（法人税法）
	同法第四百四十四条の十三（第 一項第二号）	所得税法等改正法附則第二十九 条の規定により読み替えられた 新法人税法第四百四十四の十 三第十一項において準用する同 条第二号
第十六項	（同法）	（法人税法）
	同法第四百四十四条の十三（第 一項第二号）	所得税法等改正法附則第二十九 条の規定により読み替えられた 新法人税法第四百四十四の十 三第十一項において準用する同 条第二号

12 新法第五十六條第二項及び第四項並びに第六
十四條第一項及び第三項の規定は、平成二十九
年一月一日以後に新法第五十六條第二項又は第
六十四條第一項に規定する納期限が到来する法
人の道府県民税に係る延滞金について適用す
る。

13 新法附則第八條の二の二第二項及び第五項の
規定は、法人が施行日以後に提出する新法第五
十三條第二十二項若しくは第二十三項の規定に

よる申告書若しくは新法第二十条の九の第三三
項の規定による更正請求書に係る法人の道府県
民税又は施行日以後にされる新法第五十五條第
一項若しくは第三項の規定による更正（施行日
前に提出された旧法第二十条の九の第三三項の
規定による更正請求書に係るものを除く。以下
この項において同じ。）に係る事業年度分の法人
の道府県民税若しくは施行日以後にされる新法
第五十五條第一項若しくは第三項の規定による

更正に係る連結事業年度分の法人の道府県民税
について適用し、法人が施行日前に提出した旧
法第五十三條第二十二項若しくは第二十三項の
規定による申告書若しくは旧法第二十条の九の
第三三項の規定による更正請求書に係る法人の
道府県民税又は施行日前にされた旧法第五十五
條第一項若しくは第三項の規定による更正に係
る事業年度分の法人の道府県民税若しくは施行
日前にされた同条第一項若しくは第三項の規定
による更正に係る連結事業年度分の法人の道府
県民税については、なお従前の例による。

第六條 附則第一條第五号に掲げる規定による改
正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関
する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個
人の道府県民税について適用し、平成三十年度
分までの個人の道府県民税については、なお従
前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後
に開始する事業年度に係る法人の事業税につい
て適用し、施行日前に開始した事業年度に係る
法人の事業税については、なお従前の例によ
る。

2 新法第七十二條の二十六第七項の規定は、附
則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後に
新法第七十二條の二十六第一項の規定により申
告納付の義務が発生する法人の事業税について
適用する。

3 新法第七十二條の四十三第四項の規定は、附
則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後に
行われる同項に規定する株式交換等について適
用し、同日前行われた株式交換については、
なお従前の例による。

4 新法第七十二條の四十四第四項及び第七十二
條の四十五第三項の規定は、平成二十九年一月
一日以後に新法第七十二條の四十四第二項に規
定する法人の事業税の納期限が到来する法人の
事業税に係る延滞金について適用する。

5 新法第七十二條の四十八の規定は、附則第一
條第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了す
る事業年度に係る法人の事業税について適用
し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事
業税については、なお従前の例による。

6 新法附則第九條第十八項及び第九條の二の二
第二項の規定は、法人が施行日以後に提出する
新法第七十二條の三十三第二項若しくは第三項
の規定による修正申告書若しくは新法第二十條
の九の第三三項の規定による更正請求書に係る
法人の事業税又は施行日以後にされる新法第七
十二條の三十九、第七十二條の四十一若しくは
第七十二條の四十一の二の規定による更正（施
行日前に提出された旧法第二十條の九の三の規
定による更正請求書に係るものを除く。）に係る
事業年度分の法人の事業税について適用し、法
人が施行日前に提出した旧法第七十二條の三十
三第二項若しくは第三項の規定による修正申告
書若しくは旧法第二十條の九の三の規定による
更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前に
された旧法第七十二條の三十九、第七十二條の
四十一若しくは第七十二條の四十一の二の規定
による更正に係る事業年度分の法人の事業税に
ついては、なお従前の例による。

7 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日
前に終了した事業年度に係る法人の事業税につ
いての旧法附則第九條の三の規定の適用につ
いては、なお従前の例による。

8 新法第七十二條の五十七の二第二項の規
定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の
日以後に同項の申請が行われる場合について適
用する。

9 新法第七十二條の五十七の三第一項から第三
項までの規定は、附則第一條第三号に掲げる規
定の施行の日以後に新法第七十二條の五十七の
二第二項の申立てが行われる場合について適用
する。

第八條 附則第一條第六号に掲げる規定による改
正後の地方税法第七十二條の四十八第九項の規

定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する道府県の条例が制定施行されるまでの間におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは、「二分の一」とする。

3 旧法附則第十一條第十一項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け(当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。)を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第十条 三十年新法第七十三条の二第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この条において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建築物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この条及び附則第十七条第五項において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分を含む。)

う。以下この条において同じ。)の附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された旧法第七十三条の二第四項の一棟の建物(建築物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この条において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、納付すべき自動車取得税(施行日前の自動車の取得に対するものに限る。)の額について不足額があることを地方税法第二百二十二条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、同法第二百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の

機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定(同法第二百三十二条及び第二百三十三条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 第二項の規定の適用がある場合における地方税法第二百三十二条第二項の規定の適用については、同項中「第二百三十二条第一項」とあるのは「同項」と、「この節」とあるのは「この項」と、「納期限までの期間又は当該納期限」とあるのは「納期限」とする。

5 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車取得税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条 三十年新法の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十三条 新法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税(平成二

十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを地方税法第四百九条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(同法第五百五十二条から第五百五十四条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村民税に関する経過措置)

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十四條の三第一項、第三百三十四條の六、第三百三十四條の七第一項及び第二項並びに第三百三十七條の二並びに附則第五条第三項、第五条の四の二第六項及び第九項、第五条の五第二項、第六条第五項(第一号に係る部分に限る。)、第三十三條の二第五項、第三十三條の三第五項(第一号に係る部分に限る。)、第三十四條第四項、第三十四條の二第四項(各号に係る部分に限る。)、第三十四條の三第三項、第

三十五條第五項及び第七項、第三十五條の二第五項、第三十五條の二の二第五項、第三十五條の四第四項並びに第四十五條第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百二十一條の七の十二第一項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。

4 新法第三百二十一條の七の十三の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百二十一條の七の十二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

5 新法附則第四條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第十四項の規定は、市町村民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以後である同号に規定する買換資産について適用し、市町村民税の納税義務者の旧法附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四條の二第九項の規定は、市町村民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第二百九十二條第一項(第四号中新租税

特別措置法第四十二條の十一の二及び第四十二條の十一の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八條第五項(新法第二百九十二條第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第二百九十二條第一項(第四号の三中新租税特別措置法第六十八條の十四の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八條第六項(新法第二百九十二條第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

10 法人又は連結親法人若しくは連結子法人が、施行日前一年以内に終了した事業年度又は連結事業年度の所得又は連結所得に対する法人税につき、所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項、所得税法等改正法附則第二十六條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十一條の三十一項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えて適用される新法人税法第四百四十四條の十三第一項において準用する同条第一項の規定により法人税の還付を受けた場合には、新法人税法第八十條、第八十一條の三十一又は第四百四十四條の十三の規定により法人税の還付を受けたものとみなして、新法第三百二十一條の八第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項		第十二項第一号	
事業年度(同法第八十條第五項又は第四百四十四條の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)	事業年度	法人税法第八十條	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項
同法第八十條又は第四百四十四條の十三	所得税法等の一部を改正する等の法律平成二十九年法律第 号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。附則第二十二條の規定により読み替えられた所得税法等改正法第二條の規定による改正後の法人税法(以下この項及び次項において「新法人税法」という。)第八十條第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項	法人税法第四百四十四條の十三	所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項
第十三項	事業年度(法人税法第八十條第五項又は第四百四十四條の十三第十一項に規定する中間期間を含む。)	同法	法人税法
第十三項第二号	同法第八十條又は第四百四十四條の十三	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項	所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項

第十五項	(第一項第一号)	より読み替えられた新法人税法第百四十四条の十三第一項において準用する同条第一項(第一号)
	同法第百四十四条の十三(第一項第二号)	所得税法等改正法附則第二十九条の規定により読み替えられた新法人税法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項(第二号)
第十六項	連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)	連結事業年度
	連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)	連結事業年度(

11 新法第三百二十一条の十二第二項及び第四項並びに第三百二十六条第一項及び第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条第一項に規定する納期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

12 新法附則第八条の二の二第八項及び第十一項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第三百二十一条の八第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の市町村民税又は施行日以後にされる新法第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る事業年度分の法人の市町村民税若しくは施行日以後にされる新法第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、平成三十一年度までの個人(市町村民税については、なお従前の例による。)

13 新法第三百四十九条の三の三第一項の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同項に規定する震災等(次項及び第六項において「震災等」という。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三の三第一項の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同項に規定する震災等(次項及び第六項において「震災等」という。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日以前に発生した旧法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三の四及び附則第十五条の三の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百四十九条の三の四に規定する償却資産に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新法第三百五十二条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年一月二日以後に新築された同条第二項に規定する居住用超高層建築物(施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同月二日前に新築された地方税法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋(以下この項において「区分所有に係る家屋」という。)及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋(施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限り。))に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百五十二条の三及び附則第十五条の十一の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百五十二条の三に規定する家屋に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し

て税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)の施行の日(翌日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。)

8 平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日(平成二十九年三月三十一日)までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行の日(平成二十九年三月三十一日)までの期間(以下この項において「旧適用期間」という。)に旧法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第四十六項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約に

より機械及び装置を引き渡しして使用させる事業を行う者が旧適用期間に取得をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、旧適用期間にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第七條の二第五項の表附則第十五條第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五條の二第二項並びに第十五條の三の項及び新法附則第十七條の二第六項の表附則第十五條第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五條の二第二項並びに第十五條の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十四項及び第四十五項」とあるのは、「及び第四十四項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを地方税法第四百四十五條第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、同法第十三條第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に對し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機

会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(同法第四百四十七條から第四百四十九條までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(都市計画税に関する経過措置)

第十九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二條の四の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条に規定する震災等に係る同条に規定する家屋に對して課する平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五條第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二十條 三十年新法第七百三條の四並びに附則第三十八條及び第三十八條の二の規定は、平成三十年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 第三條の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三條第一項の規定の適用については、平成三十二年分の航空機燃料譲与税に

限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料譲与税の収入額の九分の二に相当する額」と同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 平成二十九年分から平成三十一年度までの間における特別会計に関する法律平成十九年法律第二十三号附則第二百五十九條の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

3 平成三十二年分及び平成三十三年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九條の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料譲与税の収入額の算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(税理士法の一部改正)

第二十四條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七號)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「(地方税法において準用する場合を含む。若しくは関税法を、関税法に改め、)において準用する場合を含む。」の下に「若しくは地方税法」を加える。
(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による改正後の税理士法第四條(第五号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十三號)の一部を次のように改正する。

第一條中「又は関税法(昭和二十九年法律第六十一號)を、関税法(昭和二十九年法律第六十一號)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)」に改める。

第三條の見出し中「及び関税法を削り、同条第一項中「又は関税法」を、関税法又は地方税法に、」若しくは税関長を、税関長若しくは地方団体(都道府県又は市町村(特別区を含む))をいう。次項において同じ。」の長に改め、同条第二項中「又は税関官吏」を、税関職員又は地方団体の当該徴税吏員に、「又は関税法」を「関税法又は地方税法」に改め、同条第三項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)」を削り、「又は関税法」を、関税法又は地方税法に改める。

(酒税法の一部改正)

第二十七條 酒税法(昭和二十八年法律第六號)の一部を次のように改正する。

第十條第七号中「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)において準用する場合を含む。若しくは関税法を、関税法に改め、)昭和三十三年法律第三十八號)において準用する

場合を含む。」の下に「若しくは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)を加える。
(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の酒税法第十條(第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第五條中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三十條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。
第三條に次の一項を加える。

4 国際連合の軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくはは国際連合の軍隊の財産についての地方税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の規定を準用する。
(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第三十一條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「百分の二」の下に「(当該個人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合に、百分の一)を加え、「同法」を「地方税法」に改め、同條第四項中「百分の二」の下に「(当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の一)を加え、同條第五項中「地方税法第四百五條の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)を」特例適用配当等申告書(二)に、「もの」に限り、その時までに提出された同法第四百五條の三第一項に規定する確定申告書を含む)を」次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

一 地方税法第四百五條の二第一項の規定による申告書
二 地方税法第四百五條の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
第八條第七項及び第九項中「百分の二」の下に「(当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の一)を加え、同條第十項中「地方税法第三百七條の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)を」特例適用配当等申告書(二)に、「もの」に限り、その時までに提出された同法第四百五條の三第一項に規定する確定申告書を含む)を」次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

一 地方税法第四百五條の二第一項の規定による申告書
二 地方税法第四百五條の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
第八條第七項及び第九項中「百分の二」の下に「(当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の一)を加え、同條第十項中「地方税法第三百七條の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)を」特例適用配当等申告書(二)に、「もの」に限り、その時までに提出された同法第四百五條の三第一項に規定する確定申告書を含む)を」次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

された同法第三百七條の三第一項に規定する確定申告書を含む)を」次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。
ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第三百七條の二第一項の規定による申告書
二 地方税法第三百七條の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「第七十一條の四十七まで」を「第七十一條の二十一まで、第七十一條の二十六から第七十一條の四十二まで、第七十一條の四十七」に改め、同條第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号中、「第八号」を「から第九号まで」に改める。

第十二條第四項及び第十六條第一項中「第七十一條の四十七まで」を「第七十一條の二十一まで、第七十一條の二十六から第七十一條の四十二まで、第七十一條の四十七」に改める。
(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 附則第三十一條の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。第八條第二項及び第四項の規定は、平成三十九年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。)

て適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新外国居住者等所得相互免除法第八條第五項の規定は、平成二十九年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新外国居住者等所得相互免除法第八條第七項及び第九項の規定は、平成三十年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新外国居住者等所得相互免除法第八條第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十四條 附則第三十二條の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第三項(第二号に係る部分に限る。及び第六項第二号に係る部分に限る。の規定は、平成三十一年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。)

2 附則第三十二條の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第八項第二号に係る部分に限る。及び第十一項(第二号に係る部分に限る。の規定は、平成三十一年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。)

(通関業法の一部改正)

第三十五條 通関業法(昭和四十二年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「含む。若しくは」を「含む。」「に、「地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。の規定に」

(通関業法の一部改正に伴う経過措置

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第三十七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第四項中「五分の二」の下に「〔当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、五分の一）を、「百分の二」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を加え、「同法」を「地方税法」に改め、同条第六項中「五分の二」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）を、「百分の二」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を加え、同条第七項中「地方税法第四十五条の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において）を「条約適用配当等申告書」（に、「もの及び書」をいう。以下この項において同じ）に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき

一 地方税法第四十五条の二第二項の規定に

よる申告書

二 地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三條の二の二第九項中「第四十五條の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出されたもの）」を同条第七項に規定する条約適用配当等申告書に、「これらの申告書」を条約適用配当等申告書に改め、同条第十項及び第十二項中「五分の三の下に」（当該個人が指定都市の区域に住所を有する場合には、五分の四）を、同条第十三項中「地方税法第三百七条の二の下に」（当該個人が指定都市の区域に住所を有する場合には、百分の四）を加へ、同条第十三項中「地方税法第三百七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（に、「も」及びその時までに提出された同法第三百七条の三第一項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書に改め、同項に次のただし書及び各号を加へる。」

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

- 一 地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書
- 二 地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされ

第三条の二の二第十五項中「第三百十七條の

第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が達せられるまでに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七条の三第一項の確定申告書を「申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用等申告書」に、「租税条約等実施特例法第三項等申告書」に、「租税条約等実施特例法第三項の第二項」を「同条第一項」に改める。

十八條 租税条約等の実施に伴う所得税法、人税法及び地方税法の特例等に関する法律の部を次のように改正する。

[illegible]

百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。」、第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 附則第三十七條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この

条において「新租税条約等実施特例法」という。）
 第三条の二の二第四項及び第六項の規定は、平成
 三十年年度以後の年度分の個人の道府県民税につ
 いて適用し、平成二十九年年度分までの個人の
 道府県民税については、なお従前の例による。

新租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新租税条約等実施特例法第三条の二の二十
項及び第十二項の規定は、平成三十年以後の
年度分の個人の市町村民税について適用し、
平成二十九年分までの個人の市町村民税につ
いては、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第三条の二の第二十三項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第四十條 附則第三十八條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項(第二号に係る部分に限る。)及び第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税に

ついて適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の第二十一項(第二号に係る部分に限る。)及び第十四項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第一項第四号中(「地方税法を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。」を「第二十二條の二十八第一項」に改める。

第二百九十五条第一項第四号中(「地方税法において準用する場合を含む。」を「若しくは地方税法第二十二條の二十八第一項」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二百九十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告とみなす。(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第四十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第四項中「九年」を「十年」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第四十四条 会社更生法(平成十四年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第一項第四号中(「地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。」を「第二十二條の二十八第一項」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 前条の規定による改正後の会社更生法第二百四條第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告とみなす。(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第四十六条 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一項(附則第九条の二とあるのは「第一項」を「第七十二條の四十八第一項」とあるのは「同条第七項中」から第三項まで」とあるのは「に、」と、「第三項(附則第九条の二とあるのは「を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)及び第二項並びに「に、」と、「前項(附則第九条の二を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第八項中「前項」に、「に」と、「附則第九条の二」とあるのは「を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十二條の四十八第一項と、「第七十二條の二十四の七第一項第二号」とあるのは「に、」と「とする」を」の規定により読み替えられた第七十二條の二十四の七第一項と「する」に改める。

第十九條の見出しを「(犯則事件の調査及び処

分)に改め、同条中「第二章第二節第六款」を「第一章第十六節」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七條 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四十八條 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法附則第十二條の二の第二項第三号及び第十二條の三第一項の改正規定中「附則第十二條の二の第二項第三号」を「附則第十二條の二第二項第三号」に改める。

(地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四十九條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法の目次の改正規定中「第七十二條の七十」を「第七十二條の七十

一)に、」を削り、

第五款 罰則 第六款 犯則取締(第七十二條の七十三―第七十二條の七十六)を「第四款

督促及び滞納処分(第七十二條の六十六―第七十二條の七十六)に、」第五款 犯則取締り(第七十二條の七十一―第七十二條の七十五)を「第四款 督促及び滞納処分(第七十二條の六十六―第七十二條の七十五)に、」第六款 交付を「第五款 市町村に対する交付」に、「第百三十八條」を「第百四十二條」に改め、「第五款 犯則取締り(第百三十九條―第百四十二條)を削り、「第六款 市町村を」第五款 市町村に、「第百七十七條」を「第百七十七條の五)に改め、「第四目 犯則取締り(第百七十七條の二―第百七十七條の五)を削り、「第五目 交付」を「第四目 市町村に対する交付」に改め、「第

四目 犯則取締り(第百七十七條の二十四―第百七十七條の二十七)を削り、「第四百六十三條の九」を「第四百六十三條の十四」に改め、「第四目 犯則取締り(第四百六十三條の十一―第四百六十三條の十四)を削り、同法第二章第二節第五款を削る改正規定、同節第四款中第七十二條の七十の次に一条を加える改正規定、同節第六款の款名の改正規定、同款中第七十二條の七十三を第七十二條の七十二とし、第七十二條の七十四を第七十二條の七十三とする改正規定、同法第七十二條の七十五を改め、同条を同法第七十二條の七十四とする改正規定及び同法第七十二條の七十六を改め、同条を同法第七十二條の七十五とする改正規定を削り、同節第六款を同節第五款とし、同節に一款を加える改正規定を次のように改める。

第七十二條の七十一から第七十二條の七十五まで 削除

第七十二條の七十六 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第七十二條の七十六の前に次の款名を付する。

第五款 市町村に対する交付

第二条のうち、地方税法第二章第七節の節名及び同節第一款から第六款までの款名を削る改正規定中「第六款」を「第五款」に改め、同法第七十七條を改め、同章第八節中同条を同法第七十七條の二十七とする改正規定、同法第七十六條を改め、同条を同法第七十七條の二十

十六條を改め、同条を同法第七十七條の二十

八千円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に、「千五百八十四億円」を「八百二十億円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「平成二十八年年度分」を「平成二十九年年度分」に、「千八百十一億千九百万円」を「二千三百五十四億八千四百四十万円」に改め、同号を同条第七号とする。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十九年年度から平成六十二年年度まで」を「平成三十年年度から平成六十四年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十九年年度から平成四十三年度まで」を「平成三十年年度から平成四十四年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円
平成四十四年度	三億円

附則第四条の二第三項中「前条第四号」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号」に、「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に改める。
附則第四条の二の次に次の一条を加える。
(平成三十年年度及び平成三十一年度における

臨時財政対策の特例加算)
第四条の三 平成三十年年度及び平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる

ことが必要なものとして、臨時財政対策の特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策の特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債(第一号において「臨時財政対策債」という。)で平成三十年年度及び平成三十一年度の各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの(発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる)と認められるものを含む)の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額
二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条第一項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改め、同項の表道府県の項中「七九〇」を「四五〇」に改め、同表市町村の項中「七四〇」を「四二〇」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十八年年度分」を「平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「平成二十八年年度分」を「平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度分」に改め、「基準財政需要額は」の下に「平成二十九年年度にあつては」を、「控除した額」の下に「とし、平成三十年年度及び平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額を加え、同項第一号中「二兆千七百一億千九百三十九万四千円」を「二兆二千七百一億千八百八十八万六千円」に改め、同項第二号中「一兆六千六百七十八億九千九百六十六万四千円」を「一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千

円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十四号)による改正前の地方交付税法に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 平成二十八年年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条を附則第六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。
(分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入)

第七条 当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金(以下この条において「分離課税所得割交付金」という。)の交付見込額として

総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。
附則第七条の二第一項中「当分の間、」の下に「指定都市を包括する各道府県に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の

百分の

十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の「を加え」、「第十四条」を「同条」に、「第二号」を「第三号」に、「にあつては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法」を「平成十八年改正前の地方税法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加へる。

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第七条の四の見出し中「平成二十八年度」

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正

附則第七条の四の見出し中「平成二十八年
度」を「平成二十九年」に改め、同条中「平成二十
八年度」を「平成二十九年」に改め、同条

する法律(平成二十九年法律第 号)附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方税法(次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

第一号イ中」という。)及びを」という。に改め、平成二十八年所得税法等改正法」という。の下に「及び所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。を加え、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同号口から二までの規定中「及び平成二十八年所得税法等改正法」を、「平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得

附則第七條の二第二項中「当分の間」の下に「〔各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二

十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の「を加え」、「第十四条」を「同条」に、「第二号」を「第三号」に、「にあつては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法」を「平成十八年改正前の地方税法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加へる。

度」に改め、同号ホ中「及び平成二十八年地方税法等改正法」を、「平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年」に改める。

附則第九条の二「中平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十八年年度分」を「平成二十九年年度分」に改め、同条中「平成二十八年年度分」を「平成二十九年年度分」に改め、

十八年度に「平成二十九年度」に改め、附則第四条第五号に掲げる額を削り、「平成二十八年年度震災復興特別交付税額を、平成二十九年年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年年度震災復興特別交付税額」に、「三千四百二十九億九千五百十万円」を「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」に改め、「同号に掲げる額」を削る。

附則第十二条の見出しを「平成二十九年年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十年度における交付等」に改め、同条第一項中「平成二十八年年度分」を平成二十九年年度分に、「平成二十八年年度震災復興特別交付税額」を平成二十九年年度震災復興特別交付税額に、「平成二十八年年度内」を平成二十九年年度内に、「平成二十七年年度震災復興特別交付税額」を平成二十八年年度震災復興特別交付税額に、「平成二十九年年度分」を「平成三十年年度分」に改め、同条第二項中「平成二十八年年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九

年度分)を「平成三十年年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十八年年度及び平成二十九年年度」を「平成二十九年年度及び平成三十年年度」に改め、同条第二項中、「平成二十八年度」を、「平成二十九年年度」に、「平成二十八年年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十八年年度及び平成二十九年年度」を「平成二十九年年度及び平成三十年年度」に改め、同条中「平成二十八年年度及び平成二十九年年度」を「平成二十九年年度及び平成三十年年度」に、「平成二十八年年度」を、「平成二十九年年度」に、「平成二十八年年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等」の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）を、「地方交付税法（平成二十九年法律第十四号）」と改題し、

等の一書を改正する法律平成二十九年法律第
号」に、「平成二十七年震災復興特別
交付税額を「平成二十八年震災復興特別交付
税額」に、「平成二十七年において」を「平成二
十八年度において」に、「平成二十九年」を
「平成三十年」に、「平成二十八年におい
て」を「平成二十九年において」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十八年及び平成二十九年」を「平成二十九年及び平成三十年」に改め、同条第三項中「平成三十年」を「平成三十一年」に改める。

別表第一を次のように改める。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費 二 土木費				一人につき 八、三六六、〇〇〇 円
1 道路橋りょう費			道路の面積	千平方メートルにつき 一四一、〇〇〇 円

3	水産行政費	水道の延長 河川の延長	一キロメートルにつき 一キロメートルにつき	二、〇〇七、〇〇〇 一八一、〇〇〇
2	河川費	港湾における係留 施設の延長	一メートルにつき	二八、二〇〇
3	港湾費	港湾における係留 施設の延長	一メートルにつき	六、一八〇
4	その他の土木費	漁港における係留 施設の延長	一メートルにつき	一〇、五〇〇
5	その他の土木費	漁港における係留 施設の延長	一メートルにつき	五、九八〇
6	三 教育費	人口	一人につき	一、三九〇
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、二六二、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	六、三三三、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	六、五二一、〇〇〇
4	特別支援学校費	生徒数	一人につき	五五、一〇〇
5	その他の教育費	教職員数	一人につき	六、一九四、〇〇〇
6	学級数	学級数	一学級につき	二、〇二八、〇〇〇
7	人口	人口	一人につき	二、二〇〇
8	高等専門学校及び大学の学生の数	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二二、〇〇〇
9	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二八六、〇〇〇
10	四 厚生労働費	町村部人口	一人につき	九、三三〇
1	生活保護費	人口	一人につき	一五、一〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一四、七〇〇
3	衛生費	人口	一人につき	四八、三〇〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	九三、七〇〇
5	労働費	七十五歳以上人口	一人につき	四四七
6	五 産業経済費	人口	一人につき	一一〇、〇〇〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	五、〇一〇
2	林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、三〇〇
3	水産行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	三三五、〇〇〇
4	商工行政費	人口	一人につき	一、九八〇
5	総務費	一世帯につき	一世帯につき	五、九三〇
6	徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、〇六七、〇〇〇
7	恩給費	人口	一人につき	六〇七
8	地域振興費	災害復旧事業費の 発行に充てるため 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき	九五〇
9	災害復旧費	昭和三十九年度か ら平成十一年度か らの各年度におい ての補正予算等に 係る事業費の財源 に充てるため発行 を許可された地方 債に係る元利償還 金	千円につき	八〇〇
10	八 補正予算償還費	平成十一年度から 平成十四年度まで 及び平成十六年度 から平成十八年度 までの各年度にお いての補正予算等 に係る事業費の財 源に充てるため発 行を許可された地 方債に係る元利償 還金	千円につき	五五
11	九 地方税減収補填 償還費	地方税の減収補填 のため平成十八年 度までの各年度に おいて特別に発行 を許可を得た地方 債に係る元利償還 金	千円につき	二四
12	十 臨時財政特例償 還費	臨時財政特例対 策のため平成十八 年度までの各年度 において特別に発 行を許可された地 方債に係る元利償 還金	千円につき	二九
13	十一 財源対策償還 費	平成十八年度から 平成二十八年まで の各年度の財源対 策のため当該各年 度において発行に ついて同意又は許 可を得た地方債に 係る元利償還金	千円につき	二二

十二 減税補填償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収を補填することとされた地方債の額	千円につき	六二
十三 臨時税収補填償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができる地方債の額	千円につき	一九
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年までの各年度において特別に起こすことができる地方債の額	千円につき	六三
十五 東日本大震災等緊急防災施策全国緊急防災施策等償還費	平成二十三年から平成二十八年までの各年度において東日本大震災による被害に要する費用に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三
市町村	人口	一人につき	一一、三〇〇円
一 消防費	道路の面積	千平方メートルにつき	七三、五〇〇
二 土木費	道路の延長	一キロメートルにつき	一九三、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、一〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一八〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、五〇〇
	漁港における外郭	一メートルにつき	四、三六〇
3 都市計画費	施設の延長 都市計画区域における人口	一人につき	九八八
4 公園費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三六、三〇〇
5 下水道費	人口	一人につき	九四
6 その他の土木費	人口	一人につき	一、七〇〇
三 教育費	児童数	一人につき	四三、二〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき	八五〇、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	九、〇七九、〇〇〇
	学級数	一学級につき	四〇、七〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	一、〇四二、〇〇〇
	教職員数	一人につき	八、五九四、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六、五六三、〇〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	六九、六〇〇
	幼稚園及び幼児連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	五、一四〇
四 厚生費	人口	一人につき	三六九、〇〇〇
1 生活保護費	市部人口	一人につき	九、五二〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	二一、三〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	七、七八〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六三、八〇〇
5 清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	八二、二〇〇
五 産業経済費	人口	一人につき	五、〇八〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八三、四〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二九一、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	一、二四〇
六 総務費	人口	一人につき	四、三八〇
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	一、一七〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	二、〇九〇
3 地域振興費	世帯数	一世帯につき	一、八二〇

七	八	九	十	十一	十二
災害復旧費	刃地対策事業債償還費	補正予算債償還費	地方税減収補填債償還費	臨時財政特例債償還費	財源対策債償還費
面積	刃地対策事業債償還費の充てがうたため	昭和六十一年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に充てがうたため	平成十一年度から平成十四年度までの各年度において国の補正予算等に充てがうたため	臨時財政特例債償還費の充てがうたため	平成八年度から平成二十八年までの各年度において財源対策の当該各年度において発行に
一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
九五〇	八〇〇	八〇〇	五四	二九	二二

十三	十四	十五	十六
減税補填債償還費	臨時税収補填債償還費	臨時財政対策債償還費	東日本大震災等緊急防災施策債償還費
個人の市町村民税に充てがうたため	臨時税収補填の充てがうたため	臨時財政対策の充てがうたため	平成二十八年から平成三十三年までの各年度において東日本大震災等緊急防災施策に充てがうたため
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
六三	五三	六三	一〇三

別表第二道府県の項中「一〇、三九〇」を「九、八〇〇」に、「一、二三四、〇〇〇」を「一、二一九、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、〇八〇」を「一八、三八〇」に、「二、四三七、〇〇〇」を「二、四二六、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「平成二十八年から平成六十一年度まで」を「平成二十九年から平成六十三年度まで」に、「かかわらず、平成二十八年を」を「かかわらず、平成二十九年を」に、「三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆七百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十九年度から平成三十三年度まで」を「平成三十年度から平成三十六年度まで」に、「平成三十四年度から平成六十一年度まで」を「平成三十七年度から平成六十三年度まで」に、「二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆七千七百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表を次

のように改める。

年 度	控 除 額
平成三十年度	四千億円
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年度	五千億円
平成三十三年度	六千億円
平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

附則第五条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第九条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「から第五号まで」を「及び第三号」に、「二千億円」を「二千五百億円」に、「同条第九号」を「同条第七号」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、「平成四十三年度」の下に「及び平成四十四年度」を加え、同条第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円
平成四十四年度	三億円

附則第九条第二号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十九年度から平成三十一年度まで」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第四項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「各都道府県」の下に「及び各市町村」を加え、「都道府県交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、「住宅借入金等特別税額控除見込額」の下に「各都道府県にあつては」を、「から」の下に「控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第四条第一項中「前条第三項及び第五項」を「前条第二項」に改め、同項ただし書中「において」を「には」に改める。

第八条第二項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に、「第三条第五項」を「第三条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方交付税法附則第七条の二の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条及び次条において「新地方交付税法」という。）の規定（新地方交付税法附則第七条の二の規定を除く。）は、平成二十九年度分の地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第七条の二の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十九年度及び平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成二十九年度分及び平成三十年度分の地方交付税における各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）を包括する都道府県にあつては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額から当該都道府県の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金（以下この項において「道府県民税所得割臨時交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額に当該指定都市の道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

2 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務省令で定めるところにより算定した額として

務大臣が定める額」とする。

3 平成二十九年年度の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方法人特別譲与税の見込額として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十九年年度の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成二十九年年度の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年年度の地方特例交付金の額の算定に係る新特例交付金法第三条第二項の規定の適用については、同項中「見込額」とあるのは「見込額(指定都市を包括する都道府県にあっては、当該額から、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を控除した額)」、と、「見込額として」とあるのは「見込額(指定都市にあっては、当該額に、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を加算し

た額)として」とする。

平成二十九年四月五日印刷

平成二十九年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U